

富山県地域防災計画

原子力災害編

中間報告案

平成 年 月 日

富山県防災会議

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物資又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、富山県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。

県等関係機関は、想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 富山県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「富山県地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「富山県地域防災計画（風水害編）」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村が、地域防災計画（原子力災害編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないよう計画を定めるものとする。

なお、県は市町村地域防災計画（原子力災害編）の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の修正

この計画は、災対法第 40 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、県の体制・組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

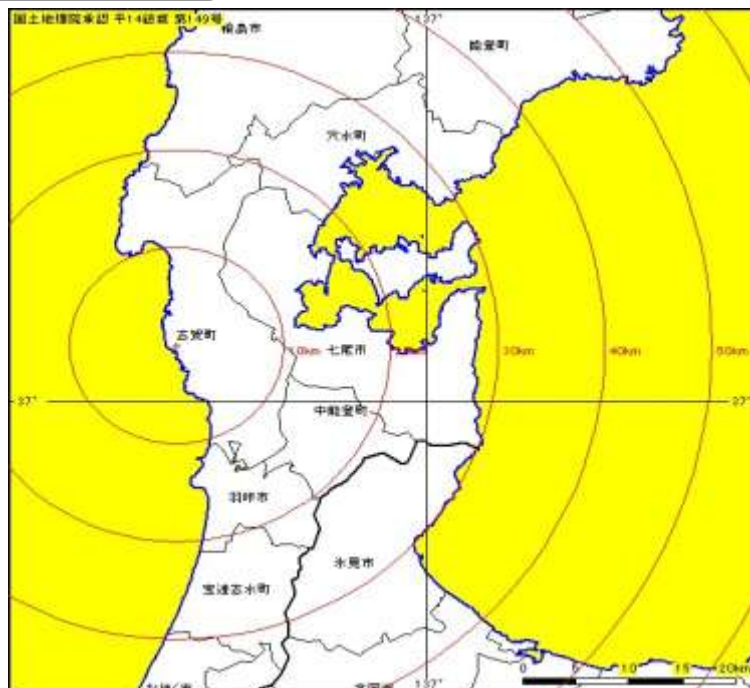
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

1 対象となる原子力事業所

本県と隣接する石川県には、下記の原子力事業所が所在し、2基の原子炉が設置されている。原子力災害編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。

| | | |
|-------|--------------|------------------|
| 事業者名 | 北陸電力株式会社 | |
| 発電所名 | 志賀原子力発電所 | |
| 所在地 | 石川県羽咋郡志賀町赤住1 | |
| 号機 | 1号機 | 2号機 |
| 電気出力 | 54万kW | 135万8千kW |
| 原子炉型式 | 沸騰水型軽水炉（BWR） | 改良型沸騰水型軽水炉（ABWR） |
| 熱出力 | 159万3千kW | 392万6千kW |
| 燃料種類 | 低濃縮二酸化ウラン | 低濃縮二酸化ウラン |
| 装荷量 | 約64トン | 約150トン |
| 運転開始 | 平成5年7月30日 | 平成18年3月15日 |

志賀原子力発電所周辺図



2 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

（「原子力災害対策指針」原子力規制委員会より）

3 予測される影響等

原子力発電所の過酷事故では、希ガス、放射性ヨウ素、粒子状の核分裂生成物及び放射化生成物が環境中（大気あるいは海洋）へ放出される。環境中に放出された放射性物質からの影響としては、外部及び内部被ばくがあり、被ばくとしては、主に以下の経路による被ばくが考えられる。

- ・ 大気放出プルーム通過時における被ばくとしては、プルーム中に含まれる放射性物質からのガンマ線による外部被ばく、放射性物質の吸入による内部被ばく（甲状腺被ばく）及び人体表面に沈着した放射性物質からの外部被ばく
- ・ 地表面へ沈着した放射性物質からの外部被ばく、沈着した放射性物質が再浮遊したものの吸入による内部被ばく
- ・ 汚染された農作物や海産物の摂取による内部被ばく

このような緊急時被ばく状況において適用できる様々な防護措置があるが、緊急時防護措置の効果を最大にするために、迅速かつ的確に防護措置を講じる必要がある。

「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」（平成 24 年 3 月 22 日 原子力安全委員会）「解説 1－3 原子力発電所事故の関連する被ばく経路と防護措置」より引用

第 5 節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

1 緊急事態の段階

国の原子力災害対策指針（H24. 10. 31 原子力規制委員会策定（以下、指針という。））においては、「緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要」であり、「緊急事態を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応について検討しておくことが有効である。」とされている。

2 緊急事態初期における防護措置の考え方

指針においては、「緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このように防護措置をこうじるためには、以下のように、緊急事態の区分を決定するとともに、観測可能な指標に基づき迅速な意思決定ができる体制を構築する必要がある。

(i) 緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準は、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)として設定する。

(ii) 運用上の介入レベル (OIL)

環境への放射性物質放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル (Operation Intervention Level。以下「OIL」という。)として設定する。」

とされている。

※EAL や OIL に基づく防護措置については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)

指針によれば、「PAZ とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、PAZ の最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること(5 kmを推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね5 km」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。」とされている。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Action Planning Zone)

指針によれば、「UPZ とは、確率的影響を最小限に抑えるため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。なお、この目安については、行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模について検討した上で、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう継続的に改善していく必要がある。」とされている。

(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area)

指針によれば、「UPZ 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である30 kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。」とされている。

※PPA の具体的な範囲については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に充実すべき地域は、発電所から概ね半径30 kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。

なお、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、防災対策の実施に当たっては、放射線量の実測値等を踏まえ、柔軟に対応する。

また、氷見市以外の市町村(以下、「その他の市町村」という。)においても、必要に応じ、避難者の受け入れをはじめとした原子力防災対策を実施することとなるため、各市町村における住民への情報伝達、避難者の受け入れ等に係る対策を検討する。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、氷見市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務大綱は富山県地域防災計画総則第3節「防災関係機関等の責務」「防災関係機関等の業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 県地域防災計画の作成に関すること
- 2 発電所原子力事業者防災業務計画に関すること（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）の協議に関すること。
- 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立ち入り検査の実施に関すること。
- 4 原災法第8条の規定に基づく原子力防災要員等の届出の受理に関すること。
- 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること
- 6 防災業務関係者に対する教育に関すること。
- 7 原子力防災訓練の実施に関すること
- 8 通信連絡設備に関すること
- 9 環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること
- 10 緊急時医療設備等の整備に関すること
- 11 防護資機材の整備に関すること
- 12 防災対策資料の整備に関すること
- 13 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること
- 14 緊急事態応急対策拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）との連携等に関すること
- 15 富山県災害警戒本部、富山県災害対策本部及び富山県現地災害対策本部の設置及び運営に関すること
- 16 合同対策協議会等（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。）への参加等に関すること
- 17 緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）に関すること
- 18 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること
- 19 住民等の退避、避難及び立ち入り制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること
- 20 緊急時医療に関すること
- 21 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること
- 22 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること
- 23 富山県原子力災害事後対策本部の設置及び廃止に関すること。
- 24 各種制限措置の解除に関すること
- 25 住民等の健康に関すること
- 26 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること
- 27 関係市町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること

2 富山県警察

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 災害警備計画の策定に関する事。
- 2 災害警備本部の設置及び廃止に関する事。
- 3 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事。
- 4 立入禁止措置及び解除に関する事。
- 5 原災法第17条第8項に規定する緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下、「緊急時応急対策実施区域」という。）及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事。
- 6 事故状況の把握に関する事。

3 富山県教育委員会

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 児童・生徒に対する放射線等に係る知識の普及に関する事。
- 2 児童・生徒に対する避難等に係る安全の確保に関する事。
- 3 避難等に係る県立学校施設の使用に関する事

4 原子力防災専門官

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 オフサイトセンター内の施設等の維持・管理に関する事。
- 2 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に対する指導・助言に関する事。
- 3 原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に対する指導・助言及び原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務に関する事。
- 4 特定事象発生時における状況把握のための情報収集に関する事。
- 5 特定事象発生時における県及び関係市が行う応急措置に対する助言その他原子力災害の発生又は拡大防止に必要な業務に関する事。
- 6 原災法に基づく立ち入り検査の実施等に関する事

5 原子力保安検査官

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 発電所の運転状況、設備の保全状況等に関する事。
- 2 核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に規定する保安規定（以下、「保安規定」という。）の遵守状況の把握等に関する事。
- 3 発電所の事故状況の把握のための情報収集に関する事。

6 氷見市

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 市地域防災計画の作成に関する事。
- 2 原子力防災業務計画の協議に関する事。
- 3 原災法第31条の規定に基づく報告の徴収及び同法第32条第1項の規定に基づく立ち入り検査の実施に関する事。
- 4 原災法第8条及び第9条の規定に基づく、原子力防災要員並びに原子力防災管理者の選解任等の届け出の受理に関する事。
- 5 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- 6 防災業務関係者に対する教育に関する事。
- 7 原子力防災訓練の実施に関する事。
- 8 通信連絡設備の整備に関する事。
- 9 住民等に対する情報伝達設備の整備に関する事。
- 10 防護資機材の整備に関する事。
- 11 防災対策資料の整備に関する事。
- 12 オフサイトセンターとの事故状況等の把握及び通報連絡に関する事。
- 13 氷見市災害対策本部に関する事。
- 14 合同対策協議会等への参加等に関する事。
- 15 緊急時モニタリングに対する協力に関する事。
- 16 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。
- 17 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事。
- 18 緊急時医療措置に対する協力に関する事。
- 19 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事。
- 20 放射性物質に汚染された物資の除去及び除染に関する事。
- 21 各種制限措置の解除に関する事。
- 22 住民等の健康に関する事。
- 23 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関する事。

7 消防機関（氷見市消防本部）

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 消火、救助、救急に関する事。
- 2 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事。
- 3 緊急時医療措置に対する協力に関する事。
- 4 避難等の誘導に係る資料の整備に関する事。
- 5 緊急事態応急対策実施区域の防火対策に関する事。

8 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------------|---|
| 中部管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管内各警察の原子力災害警備活動の指導、調整に関する事 2 他管区警察局及び管内防災関係機関との連携に関する事 3 管内各警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事 6 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 7 津波警報等の伝達に関する事 8 広域的な交通規制の指導調整に関する事 |
| 北陸総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事 2 原子力災害時における非常通信の運用監督に関する事 |
| 北陸財務局 富山財務事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復旧事業等のため地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸し付けの措置に関する事 2 原子力災害時における金融機関に対する緊急措置等の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 災害復旧事業等の経費財源として地方公共団体が地方債を起す場合、財政融資資金をもって措置することに関する事 |
| 東海北陸厚生局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急医療措置の連絡調整に関する事 2 原子力災害状況の情報収集、連絡調整 3 関係職員の派遣 |
| 富山労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事。 2 労働災害調査及び労働者の労働災害補償に関する事。 3 原子力災害時における雇用対策に関する事 |
| 北陸農政局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事 2 主要食糧等の緊急引き渡し措置に関する事 3 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する事 4 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 |
| 中部森林管理局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 林野及び林産物の汚染対策の指導に関する事 2 国有林野の火災防止等保全管理に関する事 |
| 中部経済産業局 中部近畿産業保安監督部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害時における防災関係物資の確保に関する事 2 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関する事 3 被災商工鉅業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 4 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関する事 |

| | |
|--------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 5 電気、ガス、工業用水の供給確保に関する事 6 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関する事 |
| 北陸地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 一般国道の国土交通大臣管理区間の通行確保に関する事 2 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事 3 航路の整備、保全及び管理に関する事 4 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関する事 |
| 北陸信越運輸局 富山運輸支局 | <ul style="list-style-type: none"> 1 原子力災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安定運行の確保に関する事 2 原子力災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関する事 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事 4 原子力災害時における船舶調達、あっせんに関する事 5 原子力災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関する事 |
| 大阪航空局 小松空港事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 1 原子力災害時における富山空港の措置に関する事 2 人員、応急物資等の空輸の利便確保に関する事。 |
| 東京管区气象台 富山地方气象台 | <ul style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び通報連絡に関する事。 |
| 伏木海上保安部 | <ul style="list-style-type: none"> 1 船舶に対する緊急通報及び避難、立入制限等の各種制限措置に関する事。 2 海上における救助・救急活動及び依頼等に基づく活動の支援に関する事。 3 海上の緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保に関する事。 4 海上における緊急時モニタリングの支援に関する事。 5 海上交通の安全確保及び治安の維持に関する事 |

9 指定公共機関

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|--|---|
| 日本郵便株式会社 北陸支社 | 1 原子力災害時における郵便事業の確保に関する事 2 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取り扱い及び援 護対策。 |
| 日本銀行富山事務所 | 1 通貨の円滑な供給確保に関する事 2 原子力災害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関する 事 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 | 1 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事 2 鉄道輸送の安全確保に関する事 |
| 中日本高速道路株式会社 金沢支社 | 1 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関する事 |
| 西日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム北陸 支社 | 1 原子力災害時における緊急通話の確保に関する事 2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する事 |
| 日本赤十字社 富山県支部 | 1 原子力災害時における緊急医療措置、医療救護に関する事 2 義援金に関する連絡調整に関する事 3 その他、奉仕団が行う炊出しや避難所奉仕等の協力等、原子力災害救 護に必要な業務に関する事 |
| 日本放送協会 富山放送局 | 1 県民に対する原子力防災知識の普及の周知徹底に関する事 2 原子力災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団等による義捐金品の募集の周知に関する事 |
| 独立行政法人 国立病院機 構 | 1 原子力災害時における緊急時医療班派遣に関する事 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関する 事 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所 をして緊急時医療班の活動支援にあたらせる。 |
| 日本通運株式会社富山支店 | 1 原子力災害時における緊急輸送の確保に関する事 |

10 自衛隊

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|--|--|
| 陸上自衛隊第14普通科連隊 陸上自衛隊第382施設中隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部 航空自衛隊第6航空団 | 1 原子力災害における応急救援活動に関する事。 2 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関する事。 3 人、物資等の陸上輸送支援に関する事。 4 その他災害応急対策の支援に関する事。 |

11 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱 |
|---|--|
| 鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道(株) 加越能バス(株) | 1 鉄道、軌道施設の整備と安全の確保に関すること 2 原子力災害時における住民の避難所への搬送に関すること 3 原子力災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 4 原子力災害時における被災地との交通の確保に関すること |
| ガス供給事業株式会社等 日本海ガス(株) 高岡ガス(株) (社) 日本コミュニティー ガス協会北陸支部 (一社) 富山県エルピーガ ス協会 | 1 原子力災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び原子力災害時の応急措置並びに復旧に関すること 3 県民に対する原子力災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること |
| 自動車運送事業会社 (社) 富山県トラック協会 | 1 原子力災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること 2 原子力災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出勤に関すること |
| 報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)富山新聞社 富山エフエム放送(株) | 1 県民に対する原子力防災知識の普及の周知徹底に関すること 2 原子力災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること |
| (社) 富山県医師会 (社) 富山県看護協会 (社) 富山県薬剤師会 (社) 富山県歯科医師会 | 1 原子力災害時における緊急医療措置活動に関すること |
| (福) 富山県社会福祉協議会 | 1 原子力災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること |

12 原子力事業者（北陸電力株式会社（以下、「北陸電力」という。））

処理すべき事務又は業務の大綱

- 1 保安規定の制定に関する事
- 2 原子力事業者防災業務計画の作成、修正に関する事
- 3 原子力防災組織の設置に関する事
- 4 発電所の防災体制の整備に関する事
- 5 関係市町村の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関する事
- 6 発電所の災害予防に関する事
- 7 非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関する事
- 8 放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び計測器等の整備に関する事
- 9 敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関する事
- 10 放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関する事
- 11 従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関する事
- 12 原子力防災対策資料の整備に関する事
- 13 特定事象等発生時の通報等に関する事
- 14 発電所の敷地内の応急対策に関する事
- 15 災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関する事
- 16 緊急時環境放射線モニタリングの実施に関する事
- 17 合同対策協議会等への参加等に関する事
- 18 県、氷見市、関係市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力及び連携に関する事
- 19 汚染の除去等に関する事
- 20 災害復旧に関する事
- 21 損害賠償の請求等への対応に関する事

第2章 原子力災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 発電所における予防措置等の責務等

原子力事業者である北陸電力は、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを認識する必要がある、発電所の運転に際しては、安全管理に最大限の努力を払い、大量の放射性物質等の放出により住民等に影響が及ぶことのないよう安全を確保する。

北陸電力は、原災法に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、本県等に各種届出を行い、県は届出を受けた場合は関係市町村に送付する。

第1 原子力事業者防災業務計画の協議

県は、北陸電力が、作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、その作成又は修正しようとする日の60日前までに計画案を受理し協議を開始する。また、直ちに氷見市に計画案を送付し相当の期限を定めて氷見市の意見を聞き、必要に応じて北陸電力との協議に反映させるものとする。

第2 原子力防災管理者等の選解任等の届出

県は、北陸電力から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任及び解任の届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届出を受理するとともに、氷見市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3 立入検査及び報告徴収

県は、必要に応じ、北陸電力から報告の徴収を実施するとともに、発電所への適時適切な立入検査を実施すること等により、北陸電力が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置について確認する。

第4 身分証明書の携帯

立入検査を実施する県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯し、立入検査を行う。

第3節 発電所の安全確認

第1 北陸電力からの情報等の提供

県は、現在、北陸電力から、志賀原子力発電所に関する事故及び異常発生の情報等の提供を受けることになっており、県は、これを受けて、必要な情報を関係市町村等に提供する。

「事故及び異常発生の情報等」

| | |
|----|--|
| 1 | 関係諸法令に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき |
| 2 | 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき |
| 3 | 原子炉施設の事故、故障等により原子炉が停止した時又は停止することが必要となったとき |
| 4 | 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物資が管理区域外に漏えいしたとき |
| 5 | 富山県内において、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送中に事故が発生したとき |
| 6 | 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の盗取または所在不明が生じたとき |
| 7 | 発電所敷地内において火災が発生したとき |
| 8 | 原子炉施設以外で発生した要因により、原子炉が停止したとき又は停止することが必要となったとき |
| 9 | 社会的影響が生ずる又はその恐れがある事象が発生したとき |
| 10 | 発電機出力が低下したとき |
| 11 | 原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要が生じたとき |
| 12 | 原子炉の運転中に、主要な機器等に軽度な故障が発生したとき |
| 13 | 原子炉の停止中に、国の指示に基づく又は他の発電所で発生した故障等に関連する点検により、主要な機器等に故障が発見されたとき |
| 14 | 放射性物質が放出されたとき(1の関係諸法に定める基準以下の場合) |
| 15 | 管理区域内で、一定量以上の放射性物質が漏れたとき |
| 16 | 運転操作・保守作業の中で起きた過失による事象 |
| 17 | 原子炉施設保安規定に定める範囲内で、主要な機器等の復旧措置を行う必要があるもののうち事象が軽微なもの |
| 18 | 原子炉の停止中に発見された、主要な機器等における軽微な故障及び維持的な工事により復旧する故障 |
| 19 | 主要な機器等以外の機器の故障 |
| 20 | 新燃料、使用済み燃料及び放射性廃棄物の輸送計画 |
| 21 | 定期検査の実施計画及び実施結果 |
| 22 | 事故等の情報及び上記の情報以外の情報で報道発表されたもの |
| 23 | 志賀原子力発電所の運転状況(平常時の状況) |
| 24 | 環境放射線の測定結果(平常時の状況) |

第2 北陸電力との安全協定

県及び氷見市は、北陸電力との志賀原発に関する安全協定について、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、県民の安全・安心の確保の観点から、立地県と同等の安全の確保を目指して、協定の締結に向けて、北陸電力との間で協議を進める。

第4節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画（原子力災害編）の作成、北陸電力の防災体制に関する情報収集、緊急事態応急対策等拠点施設*（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、事故時の連絡体制、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急時対応、防災訓練の実施等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図り、地域防災計画（原子力災害編）の作成・修正にあたっては、原子力防災専門官と協議する。

※ 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設で、原子力施設のある都道府県の区域に所在する。オフサイトセンターには、原子力事業者防災業務計画などに関する指導・助言など、原子力発電所に係る業務を担当する原子力防災専門官が常駐する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 関係機関との平常時からの連携

県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。なお、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておくなど、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。

第2 資機材利用に係る関係機関との連携

県は、燃料、発電機（非常用電源車を含む。）、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材の種類、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、その不足が懸念される場合には、関係機関や事業者等との連携に努める。

第3 公共用地、固有財産の有効活用

県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の実施に当たり、公共用地、固有財産の有効活用を図る。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク（※）を強化する。

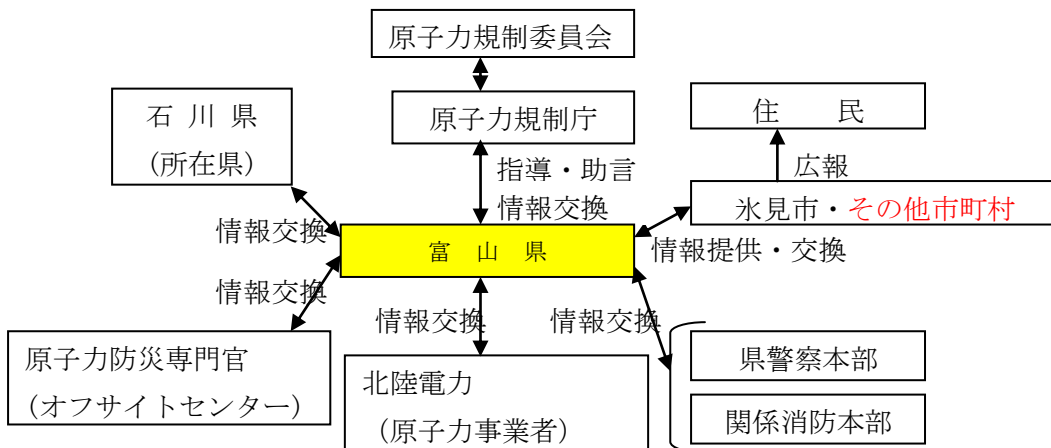
また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、北陸電力、関係機関等に周知する。

- ・北陸電力からの連絡窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器）や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・石川県、氷見市及びその他の市町村との連絡方法（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

※ 防災拠点間における情報通信のためのネットワーク

具体的には、国と県庁、氷見市役所を専用回線で接続（テレビ会議システム等を設置）。
 県庁屋上に専用の衛星アンテナを設置（地上回線が故障した場合のバックアップ回線）。
 など

図 平常時における体制



2 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、氷見市及びその他の市町村等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県及び氷見市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

4 非常通信協議会との連絡

県及び氷見市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 移動通信系の活用

県及び氷見市は、関係機関と連携し、携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

6 石川県との相互連携（原子力防災連絡会議の開催）

県は、避難住民の受入れや、原子力防災訓練、モニタリング情報の共有などの原子力災害対策について、石川県と幅広く連携を進める。

また、相互連携についての協議や平常時からの情報交換を図るため、必要に応じて、県及び石川県による原子力防災連絡会議を開催する。

7 連絡調整会議の開催

県は、県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議を開催し、平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。

8 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを構築する。

第2 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び氷見市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

国、県及び氷見市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう関係市町村とともに情報のデータベース化、ネットワーク化等についてその推進に努める。

3 防災対策上必要とされる資料

県及び氷見市は、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、管理する防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新する。

[整備を行うべき資料]

- (1) 原子力事業所及び施設に関する資料
 - ア 原子力事業者防災業務計画
 - イ 原子力事業所の施設の配置図
- (2) 社会環境に関する資料
 - ア 周辺地図
 - イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要支援者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
 - ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）
 - エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手手段等の情報を含む。）
 - オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
 - カ 緊急時被ばく医療施設に関する資料（一次医療施設、二次医療施設それぞれに関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
 - ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
 - イ 線量推定計算に関する資料
 - ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）
 - エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
 - オ 農林水産物の生産及び出荷状況
- (4) 防護資機材に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

- (5) 緊急事態発生時の連絡体制に関する資料
 - ア 北陸電力との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- (6) 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
 - イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前提とした市町村間調整済みのもの）

第3 通信手段の確保

国及び県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に係る諸設備の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

1 専用回線網の整備

(1) 国、県、氷見市の専用回線網の整備

国及び県は、緊急時における県と国及び県と氷見市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。

(2) オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

国及び県は、オフサイトセンターと国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、氷見市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持を図る。

2 通信手段・経路の多様化

(1) 防災行政無線の整備

県は、国、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

(2) 災害に強い伝送路の構築

県及び氷見市は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。

(4) 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像を配信するための通信網の整備を図るものとする。

(5) 災害時優先電話等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。

(6) 通信輻輳の防止

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する。

(7) 非常用電源等の確保

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(8) 保守点検の実施

県、氷見市及びその他の市町村は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第7節 原子力災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備

1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備

(1) 警戒体制の整備

県は、原災法第10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の際の通報を受けた場合、警戒体制を整備する。

警戒体制においては、事故状況等の把握に努めながら、必要に応じ、災害警戒本部体制へ移行できるよう準備をする。

（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）

(2) 災害警戒本部体制の整備

県は、原災法第10条事象（特定事象※）の通報を受けた場合、災害警戒本部体制を設置する。

災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。

（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）

※特定事象

原災法第10条第1項前段の規定により原子力規制委員会等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域の境界付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。特定事象が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。

(3) 参集体制の整備

県は、警戒体制及び災害警戒本部体制に備えて、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県及び氷見市の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

第2 災害対策本部体制の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言※を発出した場合に、災害対策本部を設置する。

災害対策本部においては、知事を本部長として、全庁職員が登庁して各種防護措置に従事する。

（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）

災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

※ 原子力緊急事態宣言

原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。

第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

県及び氷見市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協

力するため、国、石川県、志賀町、石川県の関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会に参画する。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、石川県、志賀町及び石川県の関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び北陸電力の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構の専門家が必要に応じ出席することとされている。

県及び氷見市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、原子力防災専門官と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、被ばく医療に関する情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市町村、関係機関及び北陸電力等のそれぞれの職員を配置することとされており、県及び氷見市は、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官と連携して定めておく。

第4 長期化に備えた動員体制の整備

県及び氷見市は、国、その他の市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第5 複合災害時の体制

原子力災害の発生と同時に、本県において地震、津波、風水害等の災害が発生し、災害対策本部が設置される場合は、要員の追加など災害対策本部の体制強化を図る備えをしておく。

第6 防災関係機関相互の連携体制の整備

県及び氷見市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、石川県、関係市町村、自衛隊、警察、海上保安部、消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

第7 警察災害派遣隊受け入れ体制の整備

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図る。

第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受け入れ体制の整備

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制等の整備に努める。

第9 自衛隊派遣要請体制の整備

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の

方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

第10 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備

県は、受入れ機関等と連携して、緊急時の被ばく医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線の測定」をいう。以下同じ。）等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等の応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。

また、県は、災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、災害時の応援協定を締結しており、今後、さらに推進する。

さらに、県は、北陸電力との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

【広域応援協定等の締結状況（表）・・・略】

第12 専門家の派遣要請手続き

県は、北陸電力より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第8節 環境放射線モニタリング体制の整備

緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。

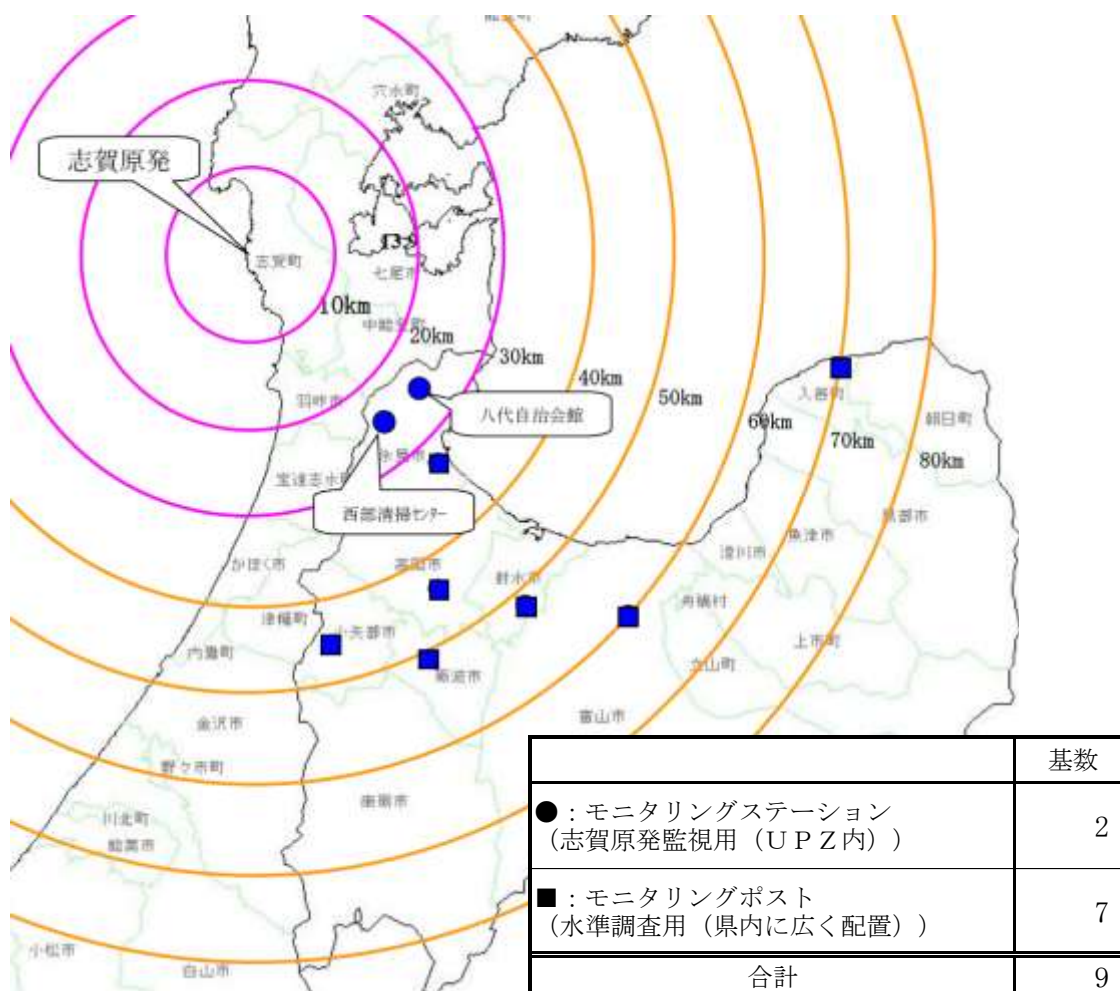
県は、緊急時における発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、石川県及び関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。

1 緊急時モニタリング計画

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。

2 モニタリング設備及び機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。



3 緊急時モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。

また、要員には氷見市及びその他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。

なお、県は、石川県及び関係機関と連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。

4 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、緊急時モニタリング班を組織し、その役割等をあらかじめ定めておく。

5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備

県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図る。

県は、国、指定公共機関及び北陸電力等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、石川県、指定行政機関、指定公共機関、北陸電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。

6 緊急時予測システム

県は、国、石川県、指定公共機関、北陸電力と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下、「SPEEDI ネットワークシステム」という。）と環境放射線テレメーターシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持に努めるとともに、相互に情報の伝達を行う。

7 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆被ばく線量評価体制を整備しておく。

※緊急時モニタリングのあり方やSPEEDIの活用については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第9節 避難収容活動体制の整備

第1 避難計画の作成

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国、北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援する。

また、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な

避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定する。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力防災対策を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって、県との調整や市町村の間の調整を図る。

さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

なお、災害時要援護者の屋内退避や避難等の防護対策を講じるにあたっては、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、適切に対応することが重要である。

第2 避難所等の整備

1 避難所、スクリーニング実施場所の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

県は、避難所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

県は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。

※スクリーニング（被ばく者の汚染検査）

スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。

2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民の避難誘導に必要な資機材、移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。また、県は、氷見市及びその他の市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

3 コンクリート屋内退避体制の整備

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

4 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、石川県をはじめとした他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 応急仮設住宅等の整備

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能

量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

6 救助に関する施設等の整備

県は、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

7 被災者支援の仕組みの整備

県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

8 避難所における設備等の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

9 物資の備蓄に係る整備

県、氷見市及びその他の市町村は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菜、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。

※避難が遅れた住民や避難が困難となる住民等が一時避難できる施設については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

1 災害時要援護者への支援

放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、高齢者や障害者等要援護者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、安全の確保対策を講ずる。

(1) 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備

ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、氷見市及びその他の市町村においてはそのガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。

イ 氷見市及びその他の市町村は、防災関係部局、消防団、福祉関係部局、自主防災組織、

障害者団体、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、災害時要援護者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。

ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 災害時要援護者支援班の設置

支援班は、平常時においては、要援護者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。

(3) 自主防災組織の強化

自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(4) 社会福祉施設への緊急入所

県、氷見市及びその他の市町村は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

2 病院等医療機関

病院等医療機関の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保等、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を策定するものとする。また、県は、国の協力のもと病院等の医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、氷見市及びその他の市町村は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知するよう助言する。

3 社会福祉施設

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は氷見市及びその他の市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、氷見市が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう氷見市に対し助言する。

第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、氷見市が警戒区域を設定する場合に実施する広報、立入規制、一時立入等に関する計画の策定、必要な資機材や人員等の確保に対して助言する。

第9 避難所・避難方法等の周知

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

※適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき測定器やその方法の標準化、被ばく線量評価との関係等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

1 緊急輸送活動のための体制の整備

県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送手段（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検する。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 道路交通管理体制の整備

国、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

3 運転者の義務等の周知

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

4 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

5 道路情報の収集体制の整備

県及び県警察は、国、氷見市及びその他の市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

6 臨時ヘリポートの指定

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

7 運送事業者等との連携

県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

8 緊急輸送のための環境整備

県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

9 緊急通行車両標章交付のための事前届出制度

県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第12節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、氷見市及びその他の市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに氷見市及びその他の市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

第2 救助・救急機能の強化

県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から氷見市及びその他の市町村等と連携を図り、避難を勧告又は指示した区域における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。

第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

1 防災業務関係者の安全確保のための資機材整備

県は、国、氷見市及びその他の市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全の確保のための資機材をあらかじめ整備する。

2 石川県との連携

県は、緊急事態発生時における資機材の不足に備え、石川県と相互に連携して対処できる体制を整えるよう、今後協議するものとする。

3 防災関係機関間の情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、石川県、県警察、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と相互に密接な情報交換を行う。

第5 物資の調達、供給活動

1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2 物資の緊急輸送活動体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、氷見市及びその他の市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第13節 緊急時医療体制の整備

1 医療資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うため、平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておく。

【県内における安定ヨウ素剤配備数（民間寄附分）（平成24年11月1日現在）】

| 区分 | 対象人口 (40歳未満) (千人) | 寄附数量 (千丸) | 備蓄場所 | 備考 |
|-------|-------------------------|--------------|---------------|----------------------|
| 氷見市 | 18 | 31 | 高岡厚生センター氷見支所 | UPZ (30km圏) 50km圏 |
| 高岡市 | 68 | 116 | 高岡厚生センター | 50km圏 |
| 小矢部市 | 12 | 20 | 砺波厚生センター小矢部支所 | 〃 |
| 射水市 | 40 | 69 | 高岡厚生センター射水支所 | 〃 |
| 砺波市 | 21 | 35 | 砺波厚生センター | 〃 |
| 南砺市 | 20 | 34 | 砺波厚生センター | 〃 |
| 県(予備) | — | 10 | 高岡厚生センター | |
| 計 | 177 | 315 | | |

※安定ヨウ素剤の投与の判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用のあり方、投与基準に関する責任の明確化、事前配備や備蓄・補充については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

2 緊急被ばく医療体制の構築

県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行う。緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。

3 広域的な被ばく医療体制の構築

県は、国と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう努めるものとする。

【例】初期被ばく医療機関：金沢医科大学氷見市民病院など

二次被ばく医療機関：県立中央病院、富山大学付属病院（診療支援）など

4 石川県との連携

緊急事態発生時においては、県及び石川県の住民への十分な医療の提供が困難になることが

ないよう、両県の医療機関同士の連携について、石川県と協力を図るものとする。

5 被ばく医療に関する計画の作成

県は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

※緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報項目の整理

県、氷見市及びその他の市町村は、国、石川県及び北陸電力と連携し、特定事象発生又は警戒事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第2 施設等の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

第3 住民相談窓口の設置等

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4 多様なメディアの活用体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定

県及び氷見市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第 16 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第 1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及

県は、国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、氷見市及びその他の市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行う。

なお、県民への原子力防災知識の普及と啓発にあたっては、より住民の理解を深めるため、わかりやすい言葉の表記による資料の作成や、説明を心がける。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7 災害時要援護者への支援に関すること
- 8 緊急時に取るべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること。

第 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法

県は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発
- 2 県及び市町村のホームページによる普及・啓発
- 3 出前県庁を活用した普及・啓発活動
- 4 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及・啓発活動
- 5 テレビ、ラジオ等による普及・啓発
- 6 新聞、雑誌による普及・啓発
- 7 ふるさと富山防災ハンドブックやビジュアルに富んだ地域防災計画概要版その他の印刷

物による普及・啓発

8 富山県広域消防防災センター等を活用した普及・啓発

9 原子力防災訓練による防災意識の普及・啓発

第3 学校等との連携による防災教育の実施

県は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

第4 災害時要援護者等への配慮

県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。

また、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発の強化を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。

第5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知

県は、氷見市及びその他の市町村の災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、各々の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。

第6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開

県は、国、氷見市、その他の市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国、氷見市及びその他の市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。

第17節 防災業務関係者の人材育成

県、氷見市及びその他市町村は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるとともに、原子力災害対策の特殊性・専門性を踏まえ、原子力の専門職員の採用に努める。

また、国、石川県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関

係者に対する研修を必要に応じ実施する。特に、石川県との間においては、合同研修や職員の相互参加を実施するなど、連携の強化に努める。

さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療に関する研修の実施など、研修内容の充実・強化を図る。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第 18 節 防災訓練の実施

第 1 訓練計画の策定

1 訓練項目

県及び氷見市は、石川県、その他の市町村、自衛隊等と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置、運営訓練
- (2) オフサイトセンターへの参集訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) 人命救助活動訓練

2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画

県及び氷見市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

県及び氷見市は、計画に基づき、石川県及びその他の市町村と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。

2 総合的な防災訓練の実施

県及び氷見市は、原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 自衛隊と共同の防災訓練

県は、自衛隊と共同の防災訓練の実施に努める。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

県及び氷見市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

県及び氷見市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第19節 事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、北陸電力及び運搬を委託された者（「原子力事業者等」という。）と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

第1 消防

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急、付近の住民の避難誘導等必要な措置を実施するものとする。

第2 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

第3 海上保安部

事故の通報を受けた伏木海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

第4 県及び市町村

県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第3章 原子力災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき北陸電力から特定事象の通報及び原災法第10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時(警戒事象)の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県は、国、石川県、北陸電力等に対し情報収集活動を実施し、特定事象、警戒事象又は原子力緊急事態に関する状況の把握に努めるとともに、把握した情報については分析を行い、必要に応じ、氷見市及び関係市町村に連絡する。

第1 特定事象発生情報等の連絡

1 北陸電力からの警戒事象発生時の通報があった場合

(1) 北陸電力の通報

北陸電力の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はこれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事象として、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、氷見市、関係機関等との連絡体制を確立する。

(2) 国の連絡

原子力規制委員会原子力事故警戒本部は、警戒事象の発生及びその後の状況について、関係省庁、県及び指定行政機関等に対し情報提供を行う。

(3) 県の連絡

県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、県警察、氷見市、その他の市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

2 北陸電力からの特定事象発生通報があった場合

(1) 北陸電力の通報

北陸電力の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察及び原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県及び氷見市は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に努める。

(2) 国の連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか

否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸(内閣官房)、文部科学省、内閣府、氷見市及び県警察に連絡する。

(3) 県の連絡

県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、氷見市、その他の市町村及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

(4) 原子力防災専門官の確認等

原子力保安検査官等現地に派遣された原子力規制庁の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁及び氷見市に連絡する。

3 県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

(1) 国及び北陸電力への連絡等

県は、国及び北陸電力から通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、特定事象発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。

(2) 原子力防災専門官の確認等

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、北陸電力に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

第2 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 北陸電力の通報連絡

北陸電力は、県をはじめ、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、県警察、氷見市及び原子力防災専門官等に施設の状況、応急対策活動の状況、事故対策本部設置の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡する。

北陸電力は、放射性物質の放出状況(量、組成、継続時間等)に関する詳しい情報が得られない場合も、得られた情報は速やかに各機関に連絡する。

なお、県及び氷見市は通報を受けた事象に関する北陸電力への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 県、国及び北陸電力との相互連絡

県は、国(原子力防災専門官を含む。)から情報を得るとともに北陸電力から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(3) 県と関係機関等との連絡

県は、石川県、県警察、氷見市及び指定地方公共機関等との間において、原子力規制委員会及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

(4) 県と国の現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議等との連携を密にする。

2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡）

(1) オフサイトセンターにおける情報収集

原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。

県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、石川県、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(2) オフサイトセンターにおける情報提供

県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。

第3 一般回線が使用できない場合の対処

原子力規制委員会は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の市町村に連絡する。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第3節 活動体制の確立

第1 県の活動体制

1 初動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

県職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体制をとる。

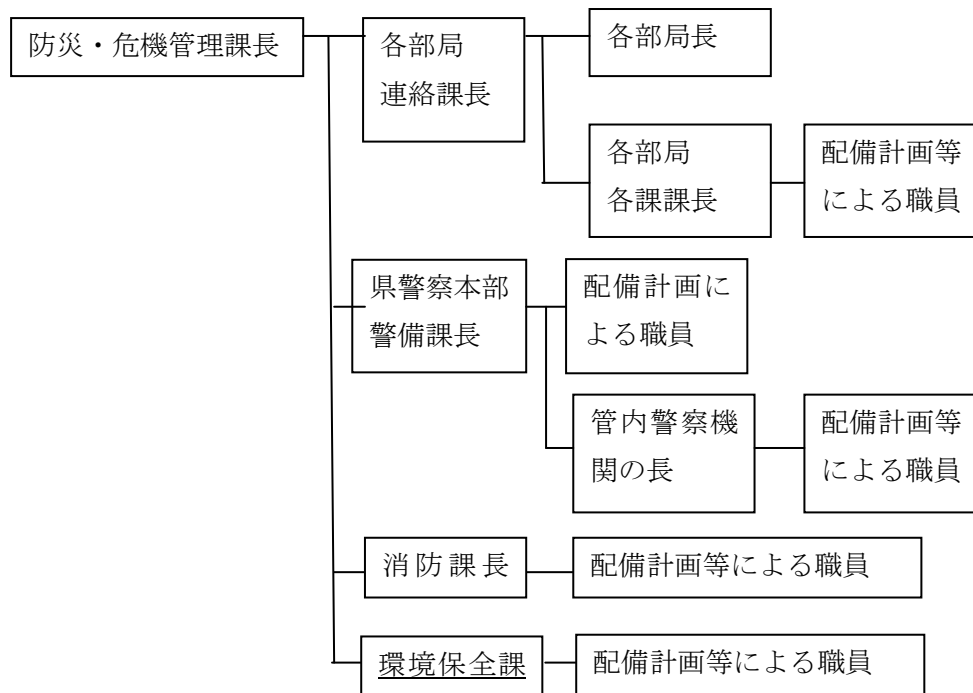
| 体制 | 設置基準 | 動員対象職員 |
|--------|--|---|
| 警戒体制 | 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると危機管理監が認めるとき | <p>防災・危機管理課 消防課</p> <p>課員の半数程度</p> <p>医務課 健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課 県警察本部警備課</p> <p>各課若干名</p> <p>・その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制</p> |
| 災害警戒本部 | <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者(発電所長)から特定事象の通報を受けたとき 県のモニタリングポスト等で特定事象に該当する放射線量を観測したとき その他知事が必要と認めるとき | <p>防災・危機管理課 消防課</p> <p>課員全員</p> <p>医務課、健康課 環境保全課 環境科学センター 広報課、管財課、生活衛生課、くすり政策課、農産食品課、農業技術課 森林政策課、水産漁港課、道路課、県立学校課 小中学校課 各部局連絡課</p> <p>あらかじめ指定された災害対策要員</p> <p>・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制</p> |
| 災害対策本部 | ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき | <p>・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制</p> <p>・なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関</p> |

(2) 県職員の動員方法

ア 県職員の動員は、次の動員伝達系統図による。

イ あらかじめ指定された災害対策要員は、第3節1(1)「災害対策本部等の設置基準及び動員体制」により自主登庁する。防災・危機管理課長は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉に連絡する。

ウ 災害対策本部各部は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

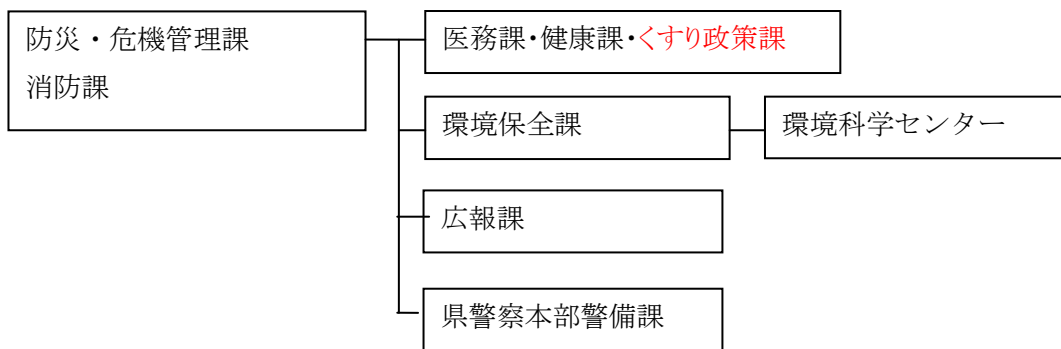


2 災害警戒本部等の設置

(1) 警戒事象対策のための体制(警戒体制)

県は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性のある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生したとの通報を受けた場合、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等）、石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。

ア 警戒体制組織図



イ 所掌事務

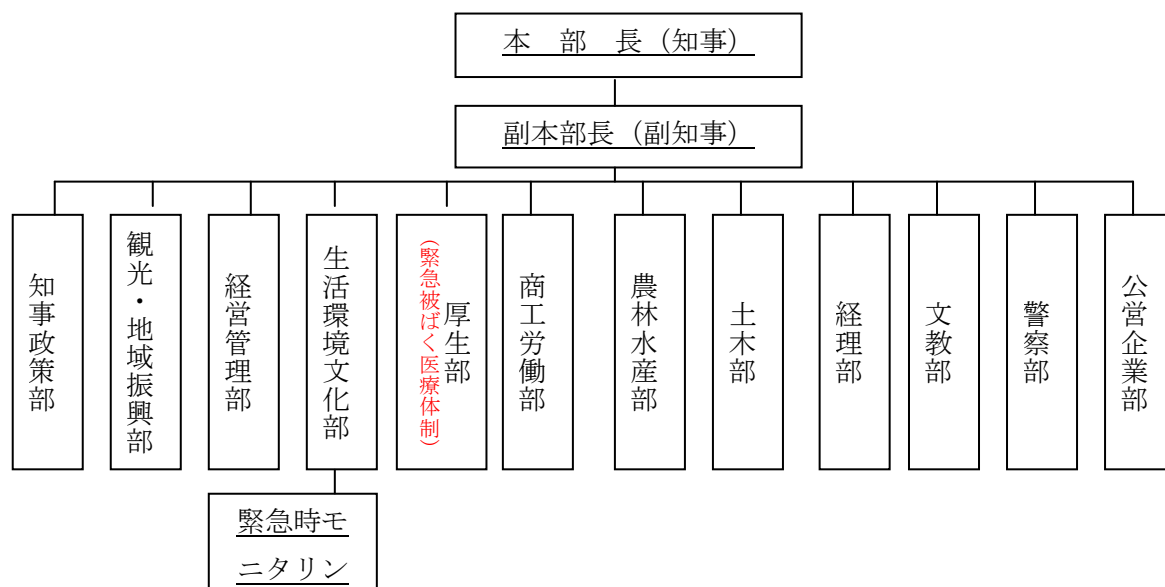
| 課名 | 所 掌 事 務 |
|-------------------|---|
| 防災・危機管理課 消防課 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、氷見市、関係市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報・連絡に関すること ・事故状況の把握に関すること ・警戒体制（緊急被ばく医療体制、緊急時モニタリング体制等）の総合調整に関すること |
| 医務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療体制の準備に関すること |
| 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害の予防に関すること |
| くすり政策課 | <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤に関すること |
| 環境保全課 環境科学センター | <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングの強化に関すること ・緊急時モニタリングの準備に関すること |
| 広報課 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動に関すること |
| 県警察本部警備課 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関すること |

(2) 災害警戒本部の設置等

ア 災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

(ア) 災害警戒本部組織図



(イ) 所掌事務

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所掌事務 |
|------------|----------------------|---|
| 知事政策部 | 総務班 (防災・危機管理課長) | 1 県災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること(北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む) 3 気象情報の収集、伝達に関すること 4 市町村に対する指示及び連絡調整に関すること 5 緊急時モニタリング班との連絡調整に関すること |
| | 知事政策班 (知事政策局課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| | 広報班 (広報課長) | 1 県災害警戒本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること |
| 観光・地域振興部 | 観光・地域振興班 (地域振興課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| 経営管理部 | 動員班 | 1 部内の連絡調整に関すること |

| | | |
|---------------------------|-------------------------------|--|
| (経営管理部 長) | (人事課長) | 2 職員の動員の準備に関すること |
| | 管財班 (管財課長) | 1 県有自動車(乗用)の配備に関すること |
| 生活環境文化部 (生活環境文化 部長) | 県民生活班 (県民生活課長) | 1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること |
| | 緊急時モニタリン グ班 (生活環境文化部次長) | 1 緊急時モニタリング班の設置に関すること 2 緊急時モニタリングの実施に関すること |
| 厚生部 (厚生部長) | 災害救助班 (厚生企画課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| | 医務班 (医務課長) | 1 緊急被ばく医療体制に関すること 2 医療関係機関の連絡調整に関すること 3 救急隊と医療機関との連絡調整に関すること |
| | 健康班 (健康課長) | 1 スクリーニング体制の準備に関すること 2 安定ヨウ素剤に関すること |
| | 生活衛生班 (生活衛生課長) | 1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること |
| | くすり政策班 (くすり政策班 長) | 1 安定ヨウ素剤に関すること |
| 商工労働部 (商工労働部 長) | 商工企画班 (商工企画課長) | 1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること |
| 農林水産部 (農林水産部 長) | 農林水産企画班 (農林水産企画課長) | 1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること |
| | 農産食品班 (農産食品課長) | 1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること |
| | 農業技術班 (農業技術課長) | 1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること |
| | 森林政策班 (森林政策課長) | 1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること |
| | 水産漁港班 (水産漁港課長) | 1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関すること 2 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること |
| 土木部 (土木部長) | 管理班 (管理課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| | 建設技術企画班 (建設技術企画課長) | 1 部内の災害対策の総括に関すること |

| | | |
|-----------------|-------------------|--------------------|
| | 道路班 (道路課長) | 1 道路状況の把握に関すること |
| 経理部 (出納局長) | 出納班 (出納課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| 文教部 (教育長) | 教育企画班 (教育企画課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |
| | 県立学校班 (県立学校課長) | 1 県立学校等の状況把握に関すること |
| | 小中学校班 (小中学校課) | 1 学校等の状況把握に関すること |
| 警察部 (県警察本部長) | 警察本部長の定めるところによる | 1 部内の連絡調整に関すること |
| 公営企業部 (企業局長) | 経営管理班 (経営管理課長) | 1 部内の連絡調整に関すること |

イ 情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて、オフサイトセンター設営準備の協力を行う。

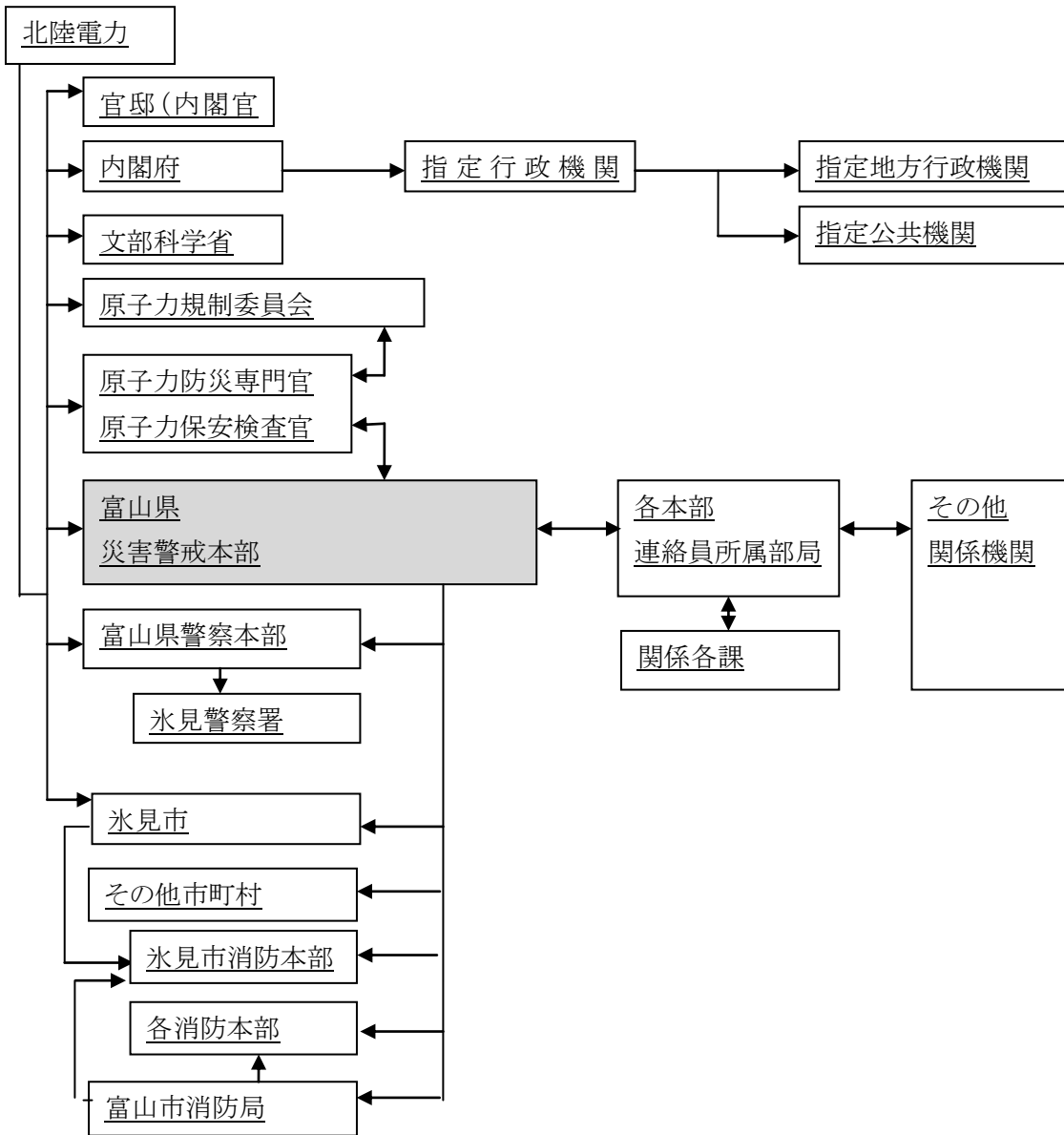
エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

オ 国等との情報の共有等

県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

図 特定事象発生時の情報伝達経路

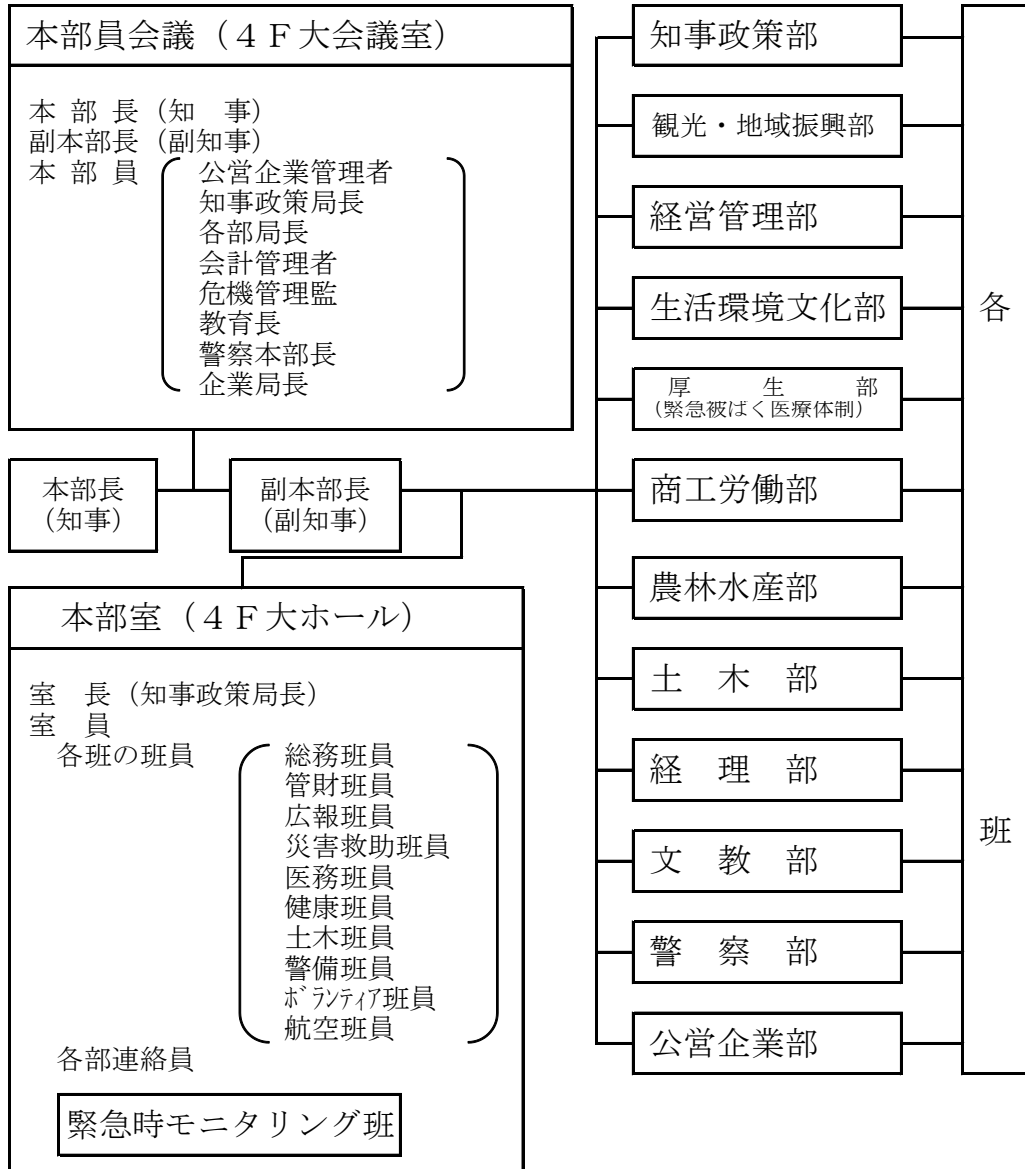


(3) 災害対策本部の設置等

ア 災害対策本部の設置

県は、志賀原子力発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、県庁に知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

(ア) 組織図



(イ) 所掌事務

災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

| 職名 | 担当職 | 所掌事務 |
|-------|---|--|
| 県本部長 | 知事 | 県本部の事務を総括する |
| 県副本部長 | 副知事 | 県本部長を補佐するとともに、県本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | 公営企業管理者 知事政策局長 (危機管理監) 各部局長 会計管理者 教育長 警察本部長 企業局長 | 県本部長及び県副本部長の命を受けて災害応急対策計画に関する事項について調査審議する。 |

表 災害対策本部の班名、班長担当職及び所掌事務

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所掌事務 |
|-------------------|--------------------|--|
| 知事政策部 (知事政策局長) | 総務班 (防災・危機管理課長) | 1 県災害警戒本部、県災害対策本部、県現地災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関すること 2 県現地災害対策本部に対する指示及び連絡に関すること 3 合同対策協議会に関すること 4 発電所及び原子力災害の状況把握に関すること（北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む） 5 気象情報の収集、伝達に関すること 6 国に対する報告及び専門家等の派遣要請並びに連絡調整に関すること 7 市町村に対する指示及び連絡調整に関すること 8 自衛隊の災害派遣要請及び協力期間の協力要請に関すること 9 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 10 緊急時モニタリング班との連絡調整に関すること |
| | 知事政策班 (知事政策局課長) | 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること |
| | 広報班 (広報課長) | 1 県災害対策本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関すること |

| | | |
|-------------------------|-------------------------------|--|
| | | 3 被災者の総合相談に関する事 |
| | 航空政策班 地域交通班 (総合交通政策室課長) | 1 緊急輸送に関する事 2 人員、物資の輸送対策に関する事 |
| 観光・地域振興部 (観光・地域振興局長) | 地域振興班 (地域振興課長) | 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 |
| | 観光班 (観光課長) | 1 観光客の原子力災害応急対策に関する事 |
| | 国際・日本海政策班 (国際・日本海政策課長) | 1 外国人の原子力災害応急対策に関する事 |
| 経営管理部 (経営管理部長) | 動員班 (人事課長) | 1 部内の連絡調整に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の健康管理に関する事(被ばく管理) 4 災害従事職員の公務災害に関する事 |
| | 管財班 (管財課長) | 1 県有自動車(乗用)の配備に関する事 2 災害時における通信の確保に関する事 |
| 生活環境文化部 (生活環境文化部長) | 県民生活班 (県民生活課長) | 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 生活環境対策の総括に関する事 |
| | ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長) | 1 災害時におけるボランティア活動に関する事 |
| | 環境政策班 (環境政策課長) | 1 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関する事 |
| | 緊急時モニタリング班 (生活環境文化部次長) | 1 緊急時モニタリング班の設置に関する事 2 緊急時モニタリングの実施に関する事 |
| 厚生部 (厚生部長) | 災害救助班 (厚生企画課長) | 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 災害救助活動の総括に関する事 3 災害時要援護者に係るとりまとめに関する事 4 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関する事(見舞金品の取扱いを含む) |
| | 高齢福祉班 (高齢福祉課長) | 1 被災高齢者の援護に関する事 2 老人福祉施設等の原子力災害対策に関する事 |
| | 児童青年家庭班 (児童青年家庭課) | 1 被災児童の援護に関する事 2 児童福祉施設の原子力災害対策に関する事 |

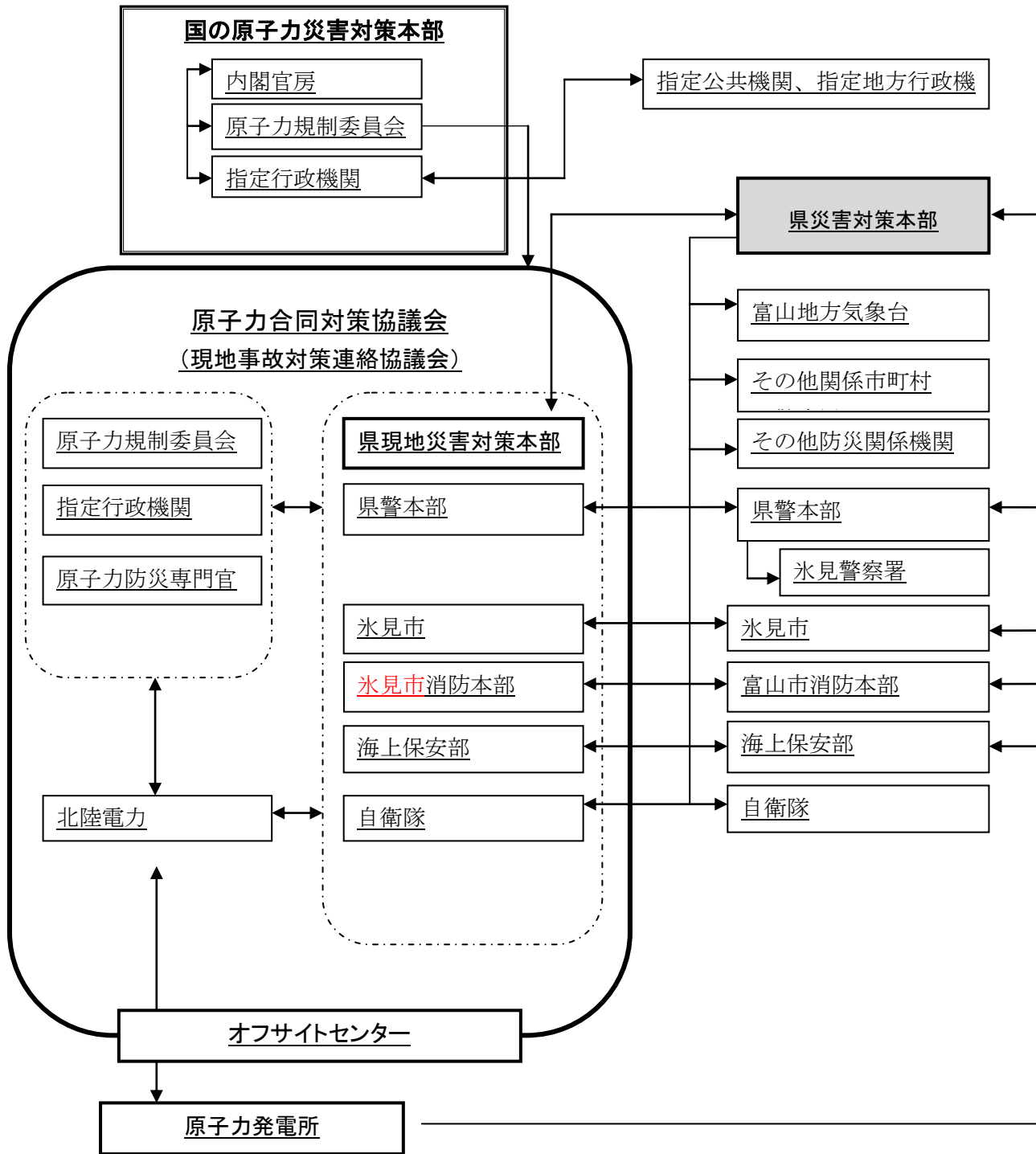
| | | |
|-----------------------|-------------------------|--|
| | 長) | |
| | 障害福祉班 (障害福祉課長) | 1 被災障害者の援護に関すること 2 障害福祉施設の原子力災害対策に関すること |
| | 医務班 (医務課長) | 1 緊急被ばく医療体制に関すること 2 災害時における医療機関との連絡調整に関すること 3 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関すること |
| | 健康班 (健康課長) | 1 被災者の健康管理に関すること 2 スクリーニング体制に関すること 3 安定ヨウ素剤に関すること 4 被ばくに係る長期の健康調査に関すること 5 被災障害者の援護に関すること 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関すること |
| | 生活衛生班 (生活衛生課長) | 1 飲食物の摂取制限の指示に関すること 2 愛護動物の救護に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること |
| | くすり政策班 (くすり政策班 長) | 1 安定ヨウ素剤に関すること |
| 商工労働部 (商工労働部 長) | 商工企画班 (商工企画課長) | 1 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関すること 2 電力需給の状況把握に関すること |
| | 経営支援班 (経営支援課長) | 1 商工業製品等の風評被害対策に関すること |
| 農林水産部 (農林水産部 長) | 農林水産企画班 (農林水産企画課長) | 1 農林水産関係の災害対策の総括に関すること 2 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること |
| | 農産食品班 (農産食品課長) | 1 農作物の出荷制限等に関すること 2 農作物の風評被害対策に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 災害時の応急食料(農産物)の調達についての協力に関する こと |
| | 農業技術班 (農業技術課長) | 1 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関すること 2 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関すること 3 家畜の避難・処分等に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること |
| | 農村整備班 (農村整備課長) | 1 農地の放射性物質における汚染対策(除染)に関すること |
| | 森林政策班 (森林政策課長) | 1 林産物の出荷制限に関すること 2 林産物の風評被害対策に関すること |

| | | |
|-----------------|-----------------------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 3 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること 4 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること 5 緊急時モニタリングへの協力に関すること |
| | 水産漁港班 (水産漁港課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 水産物の出荷制限等に関すること 2 水産物の風評被害対策に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること |
| 土木部 (土木部長) | 管理班 (管理課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること |
| | 建設技術企画班 (建設技術企画課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 部内の災害対策の総括に関すること |
| | 道路班 (道路課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 道路交通（緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等）の確保に関すること |
| | 港湾班 (港湾課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急物資の輸送に係る港湾の使用に関すること |
| | 建築住宅課 (建築住宅課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅対策に関すること |
| 経理部 (出納局長) | 出納班 (出納課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の出納及び保管に関すること |
| | 総務会計班 (総務会計課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の購入等の契約に関すること 2 義援物品の出納及び保管に関すること |
| 文教部 (教育長) | 教育企画班 (教育企画課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 部内職員の動員（教職員を除く）に関すること 2 教育関係施設の災害対策に関すること 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること 4 学校に避難所を開設することについての協力に関すること |
| | 県立学校班 (県立学校課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 県立学校における児童及び生徒の避難に関すること 2 学校に避難所を開設することについての協力に関すること |
| | 小中学校班 (小中学校課) | <ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関すること 2 学校に避難所を開設することについての協力に関すること |
| | 体育・保健班 (スポーツ・保健課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関すること 2 原子力防災についての教育に関すること 3 学校給食のモニタリングに関すること |
| 警察部 (県警察本部長) | 警察本部長の定めるところによる | <ul style="list-style-type: none"> 1 立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒配備に関すること 2 交通秩序の維持に関すること |
| 公営企業部 (企業局長) | 経営管理班 (経営管理課長) | <ul style="list-style-type: none"> 1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること |

※ 災害対策本部に係る組織、構成、所掌事務等については、上記に定めるもののほか、富山県災害対

策本部の組織及び運営に関する規定別表1に定めるものとする。

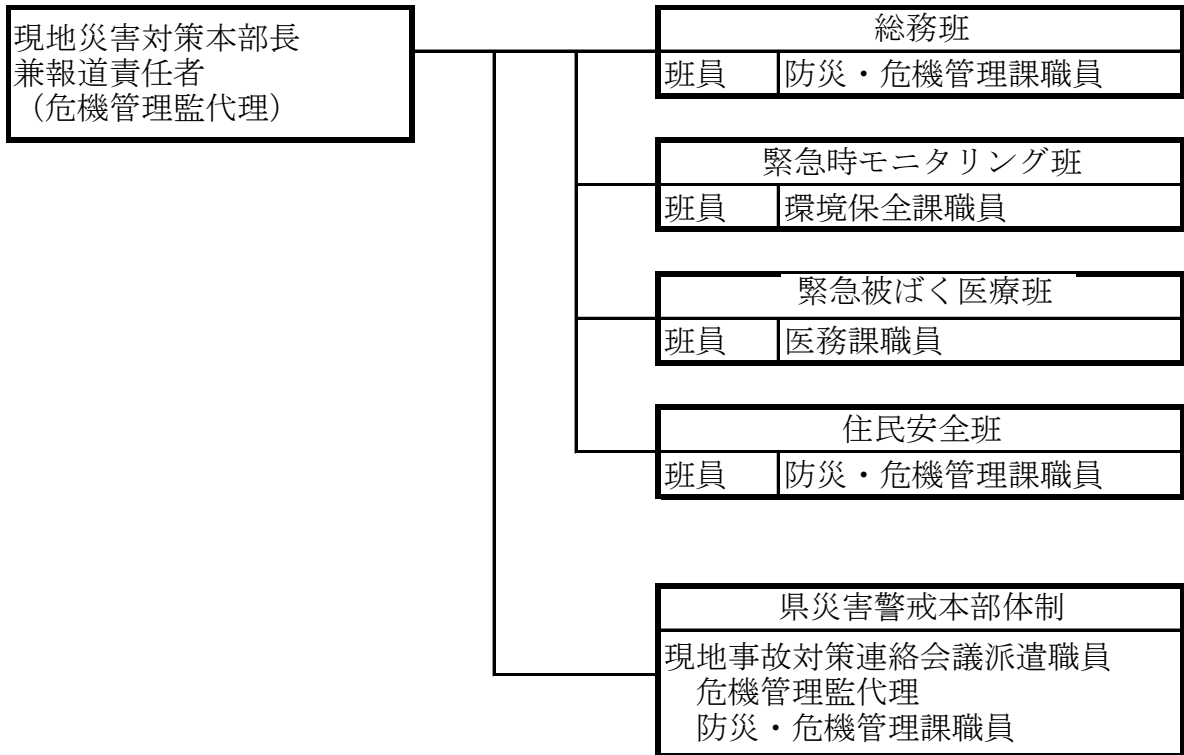
図 緊急事態宣言発出後の情報伝達経路



イ 現地災害対策本部の設置

県は、原則として、あらかじめ定められた職員を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置する。

(ア) 組織図



(イ) 業務分掌

表 現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

| 職名 | 担当職 | 所掌事務 |
|---------------------|---------|--------------|
| 現地災害対策本部長 兼報道責任者 | 危機管理監代理 | 現地本部の事務を総括する |

表 現地災害対策本部の班名及び所掌事務

| 班名 | 所掌事務 |
|---------------------------------|---|
| 総務班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 県現地災害対策本部の運営に関すること 2 県災害対策本部との連絡調整に関すること 3 県現地災害対策本部員会議に関すること 4 現地事故対策連絡会議又は国の原子力災害対策本部との連絡調整に関すること 5 合同対策協議会総括班、広報班、住民班安全班との連絡調整に関すること 6 災害情報の収集及び伝達に関すること 7 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること 8 その他現地災害対策本部長が指示する事項について |
| 緊急時 モニタリング班 (県災害対策本部より派遣) | <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること 2 緊急時モニタリングに関すること 3 放射線影響評価解析に関すること 4 その他現地災害対策本部長が指示する事項について |
| 緊急被ばく医療班 (県災害対策本部より派遣) | <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整に関すること 2 緊急時医療措置に関すること 3 県及び関係市町村の防災業務関係者の被ばく管理に関すること 4 その他県現地災害対策本部長が指示する事項について |
| 住民安全班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 合同対策協議会住民安全班との連絡・調整に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 飲食物の摂取制限等に関すること 4 立入制限、交通規制等に関すること 5 住民等からの避難等に関すること 6 住民等からの問い合わせに関すること 7 その他県災害対策本部長が指示する事項に関すること |

3 災害対策本部体制等の解除基準

警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部の解除基準は、概ね次のとおりとする。

| 体制 | 解除基準 |
|----------|---|
| 警戒体制 | (1) 発電所の事故が終息することにより、警戒体制をとる必要がなくなったと知事が認めたとき (2) 災害警戒本部体制に移行したとき |
| 災害警戒本部体制 | 知事が、次の措置を取ったとき (1) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したことにより、県本部を廃止したとき。 (2) 災害対策本部に移行したとき。 |
| 災害対策本部体制 | 知事が、次の事由により県災害対策本部を廃止したとき。 (1) 原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 (2) 発電所の事故が終息し、災害応急対策が完了したとき。 |

4 他の災害対策本部との連携

県は、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、防災対策に従事させるとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

表 合同対策協議会の機能班の名称及びその主な任務

| 機能班名 | 機能 | 主な任務 |
|-------|--|--|
| 総括班 | 総合調整 | <ul style="list-style-type: none"> 合同対策運営事務局 国の原子力災害現地対策本部長の補佐業務 合同対策協議会の調整事項の伝達 国、県、関係市町との連絡調整 屋内退避及び避難勧告の検討 原子力緊急事態解除宣言の助言 |
| 放射線班 | <ul style="list-style-type: none"> 放射線影響評価 放射線濃度予測 | <ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理 被ばく線量の予測 モニタリングデータ収集 飲食物摂取制限勧告の検討 |
| 医療班 | 被災者に対する医療活動の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 救助及び救命状況の把握 ヨウ素剤服用指示の検討 |
| 住民安全班 | 被災者の救助と社会秩序の維持活動の把握調整 | <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避及び避難状況の把握 救助及び救命状況の把握 交通規制状況の把握 救急輸送実施状況の把握 飲食物摂取制限状況の把握 |
| 運営支援班 | オフサイトセンター内の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 参集者の食糧等の調達 オフサイトセンターの環境整備 オフサイトセンターの出入り口管理 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> 報道機関等への対応 住民等への広報 | <ul style="list-style-type: none"> 報道機関等への対応 住民等への対応 |
| プラント班 | <ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握 事故の推移予測 | <ul style="list-style-type: none"> プラント情報の収集 事故の推移予測 |

第3 専門家の派遣要請

県及び氷見市は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国に対し、専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体、北陸電力等に装備、資機材、人員等の応援を求める。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は氷見市から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。

2 職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第5 自衛隊の派遣要請等

1 職員の派遣要請等

知事は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は氷見市長から要請があった場合は、直ちに自ら派遣を要請する。

また、国の原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請する。

2 要請先

| 自衛隊 | 住所 | TEL | FAX |
|----------------|--------------------------|--------------|-----|
| 陸上自衛隊第14普通科連隊長 | 〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8 | 076-241-2171 | |
| 海上自衛隊舞鶴地方総監部 | 〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190 | 0773-62-2250 | |
| 航空自衛隊第6航空団司令 | 〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267 | 0761-22-2101 | |

3 自衛隊の救助活動

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急時モニタリングの支援
- (2) 被害状況の把握
- (3) 避難の援助
- (4) 遭難者等の捜索救助
- (5) 消防活動
- (6) 応急医療・救護
- (7) 人員及び物資の緊急輸送
- (8) 給食及び給水
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去
- (11) その他知事が必要と認める事項

第6 海上保安部への要請

知事は、必要に応じ、伏木海上保安部に対して、海上における次の活動を要請する。

- (1) 救助・救急
- (2) 避難の援助
- (3) 治安の確保
- (4) 緊急時モニタリングの支援
- (5) その他知事が必要と認める事項

第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。

県、氷見市及びその他の市町村は、緊急避難完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し(計画的避難の実施や一時立入業務を含む)、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行う。

第8 防災業務関係者の安全確保

県、氷見市及びその他の市町村は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部(又は現地災害対策本部)及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

2 防護対策

(1) 防護資機材の装備

現地災害対策本部長、緊急被ばく医療班長、緊急時モニタリング班長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。

また、現地災害対策本部長は、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、現地災害対策本部長は、関係機関に対し防護資機材の調達の要請を行う。

さらに、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し原子力合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 県職員の被ばく防護と健康管理

県は県職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。

(3) 被ばく管理と除染

県の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。

(4) 専門医療機関等の協力要請

県の本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリング班は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

(5) 情報交換

県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 緊急時モニタリング

第1 緊急時モニタリング体制

1 緊急時モニタリング班の設置

県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング班を設置する。

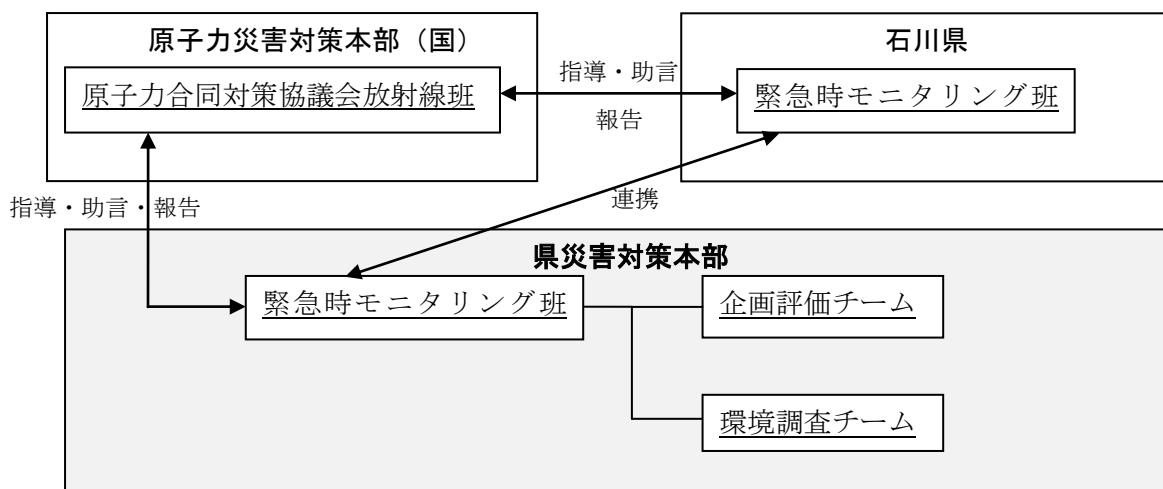
2 合同対策協議会への職員の派遣

県は、合同対策協議会放射線班に職員を派遣し、連携をとる。

3 緊急時モニタリング班の組織及び業務

(1) 緊急時モニタリング班の組織

緊急時モニタリング班の組織は、次のとおりとする。



(2) 緊急時モニタリング班の業務

緊急時モニタリング班の構成、業務内容等は、次のとおりとする。

| 構成 | 業務内容 | 備考 |
|-------------------|--|--------------------|
| 班長（生活環境文化 部次長） | 1 緊急時モニタリング班を指揮し、緊急時モニタリング業務を総括すること 2 各チームの班員をあらかじめ定めておくこと | |
| 企画評価チーム | 1 合同対策協議会放射線班との連絡・調整に関すること。 2 緊急時モニタリング計画の策定 3 モニタリング要員の配置及び資機材の配置 4 放出源情報の確認 5 気象情報の解析及び予測 6 モニタリングデータの解析評価 7 空間放射線量率の予測地図の作成 8 大気中の放射性物質の放射能濃度の予測地図の作成 9 住民等の予測線量の算定 10 住民等が実際に被ばくした線量の解析評価 | 解析評価結果を班長に報告する。 |
| 環境調査チーム | 1 環境放射線観測局による監視測定 2 サーベイメータ、モニタリングカー等による空間放射線量率の測定 3 大気中及び環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 4 大気中の放射性ヨウ素及び大気中の放射性物質の捕集並びに測定 5 環境試料の採取及び測定 | 調査結果を企画評価チームへ報告する。 |

第2 初動段階の緊急時モニタリングの実施

県は、国又は北陸電力から警戒事象発生との連絡・通報を受けた場合には、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果を取りまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。また、県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。

さらに、県は、原子力規制委員会及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング実施計画*に基づき、初動段階の確実かつ計画的な緊急時モニタリングを実施する。

* 緊急時モニタリング実施計画…緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、特定事象発生時に原子力災害対策指針に基づき策定

第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。

県は、石川県、関係省庁、北陸電力等とともに、会議に参画し、改定に協力する。

第4 緊急時モニタリングの実施

県は、特定事象（原災法第10条事象）の通報があった段階で、国の原子力災害対策本部の総合調整の下、石川県と連携し、緊急時モニタリングを実施する。また、その結果を取りまとめ、国の原子力災害対策本部に報告し、必要に応じて、関係省庁にも報告する。

第5 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国及び石川県と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。

また、県及び石川県双方のホームページ上に、両県のモニタリング情報を全て表示するなど、連携した情報提供を行うものとする。

県は、緊急時モニタリングの結果及びその評価について、氷見市及び関係市町村に連絡する。

第6 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関と連携の上、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第7 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保

県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、国、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。

※緊急時のモニタリングのあり方や SPEEDI の活用については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等

県は、特定事象（原災法第10条事象）の通報があった場合は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、国に報告する。

国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避又は避難の判断を行う。

県は、国からの避難指示を受けて、UPZを含む氷見市に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市と連携し国に要請する。

なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

2 追加的な防護措置（計画的避難）

県及び氷見市は、必要に応じ、国と連携し、広域におけるモニタリング結果、SPEEDIネットワークシステム等のデータに基づく追加的な防護措置（計画的避難等）を行う。

3 避難に資する情報の提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

4 避難状況の確認等

氷見市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、県を通じて、国の原子力災害現地対策本部等に対して情報提供する。

5 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議

県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

屋内退避及び避難等に関する指標

| 予 測 線 量 (単 位 : m S v) | | 防 護 対 策 の 内 容 |
|-------------------------|---|--|
| 外部被ばくによる実効線量 | 内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 | |
| 10～50 | 100～500 | 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。 |
| 50以上 | 500以上 | 住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に避難するか、又は避難すること。 |

注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(出典:「防災指針」第5章5-3 表2)

第2 避難場所

1 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等

県は、氷見市及びその他の市町村に対し、必要に応じて、緊急時に開設する避難場所及びスクリーニング等の場所の住民等に対する周知徹底について支援する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援する。さらに、高齢者等の災害時要援護者に配慮して、福祉避難所のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保を支援する。

2 避難場所等の適切な運営管理に対する支援等

氷見市及びその他の市町村は、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配

布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。
この際、県は、各避難場所の適切な運営管理を支援する。

3 避難者等の情報の把握及び国への報告

県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス者等は、災害時要援護者の居場所や安否情報に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。

4 避難所における生活環境の良好な維持

氷見市及びその他の市町村は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の確保に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

なお、県は、氷見市及びその他の市町村が避難所において実施する仮設トイレの早期設置や、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について支援する。

5 避難者への心身のケア

県、氷見市及びその他の市町村は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。

避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

6 避難所等の運営における女性の参画の推進

県、氷見市及びその他の市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

避難所の運営に当たっては、市町村は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女

性や子育て家庭のニーズに配慮する。

7 旅館やホテル等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

8 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

9 応急仮設住宅等の提供等

県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。

10 応急仮設住宅等の建設等

県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。

応急仮設住宅の建設及び管理については、状況に応じ、市町村に委任することができる。

※避難が遅れた住民や避難が困難となる住民が一時避難できる施設については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第3 避難手段

県及び氷見市は、自家用車を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。

第4 広域一時滞在

1 広域一時滞在に係る要請

(1) 市町村

被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判

断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。

(2) 県

県は、市町村から協議要請があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。

(3) 国

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。

2 広域一時避難の実施

国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成する。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示す。

県は、必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請する。

また、県は、被災した場合、避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

3 石川県からの広域一時避難

県は、石川県から県内市町村への広域一時避難の要請があった場合は、石川県と県内市町村との調整を行う。

第5 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県、氷見市及びその他の市町村に連絡する。

県は、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、必要に応じ、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行う。

※適用すべきスクリーニングレベルの実用的な値、使用すべき測定器、その方法の標準化及び被ばく線量評価との関係等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力規制委員会は、北陸電力やモニタリング結果等の情報を集約した上で、安定ヨウ素剤の投与指示の一義的な判断を行い、国の原子力災害対策本部を通じて、県に連絡する。

県は、氷見市、その他の市町村に速やかに投与指示を伝える。

氷見市及びその他の市町村は、県の連絡の受け、住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。

※安定ヨウ素剤の投与の判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用のあり方、投与基準に関する責任の明確化、事前の配布や備蓄・補充等の手法等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第7 災害時要援護者等への配慮

1 災害時要援護者等への配慮

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。

(1) 災害時要援護者の安全確保

ア 氷見市及びその他の市町村は、あらかじめ作成した災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護を行う。

イ 氷見市及びその他の市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。

(2) 災害時要援護者の生活支援

ア 福祉避難所の設置

氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。

イ 社会福祉施設への緊急入所

被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

氷見市及びその他の市町村は、避難所において、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。

エ 災害時要援護者の実態調査とサービスの提供

氷見市及びその他の市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した災害時要援護者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、

介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請するなど避難先の調整のため必要な支援を行う。

第8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、県又は氷見市に対し速やかにその旨連絡する。

第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。

第10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

氷見市は、避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域の立入を制限するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとる。

県警察は、氷見市が設定した警戒区域、もしくは避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

第11 飲食物、生活必需品等の供給

1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

2 物資の調達要請

氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国(物資関係省庁)、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

3 調達等された物資の供給

県は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行う。

なお、氷見市及びその他の市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの要請を待っていないとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市町村に対する物資を確保し輸送する。

また、災害応急対策のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく上記の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第6節 治安の確保及び火災の予防

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部、消防本部及び海上保安部と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 汚染食料品の出荷制限、飲食物の摂取制限、汚染物の除去の要請

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

2 汚染食料品の出荷制限、飲食物の摂取制限等の解除

県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、氷見市及び関係市町村に対し、要請及び指導・助言を行う。

飲食物摂取制限に関する指標

| 対 象 | 放射性ヨウ素(混合核種の代表核種：I-131) |
|----------------|------------------------------|
| 飲 料 水 | 3 × 10 ² Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類(根菜、芋類を除く。) | 2 × 10 ³ Bq/kg 以上 |

| 対 象 | 放 射 性 セ シ ウ ム |
|----------|------------------------------|
| 飲 料 水 | 10 Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳児用製品 | 50 Bq/kg 以上 |
| 一 般 食 品 | 1 × 10 ² Bq/kg 以上 |

| 対 象 | ウ ラ ン |
|-----------|------------------------------|
| 飲 料 水 | 20 Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野 菜 類 | 1 × 10 ² Bq/kg 以上 |
| 穀 類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

| 対 象 | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu、 ²³⁹ Pu、 ²⁴⁰ Pu、 ²⁴² Pu、 ²⁴¹ Am、 ²⁴² Cm、 ²⁴³ Cm、 ²⁴⁴ Cmの 放射能濃度の合計) |
|-----------|---|
| 飲 料 水 | 1 Bq/kg 以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野 菜 類 | 10 Bq/kg 以上 |
| 穀 類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

乳児用として市販される食品の摂取・出荷制限の指標としては、ウランについては20 Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については、1 Bq/kgを適用するものとする。ただしこの基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員（国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員）及び必要とされる資機材
- (4) コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- (5) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

2 緊急輸送の順位

県は、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

3 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送活動の実施

県は、氷見市、その他の市町村及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

(2) 輸送手段の確保

県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。

また、輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうちもっとも適切な方法により行う。

ア 陸上輸送

(ア) 乗用車、貨物自動車及びバス（以下「車両」という。）による輸送

道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。

a 県、氷見市、関係市町村及び防災関係機関は、自ら保有する車両を第一次的に使

用する。

- b 不足を生ずる場合は、公共機関が保有する車両、民間の車両、自家用の車両を借り上げる。
- c 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊に支援を要請する。

(イ) 鉄道、軌道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

イ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合は又は海上による船舶輸送のほうが効率的な場合においては、船舶により必要な人員、物資の輸送を行うものとする。

(ア) 県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関は、自ら保有する船舶を第一次的に使用する。

(イ) 不足を生ずる場合は、民間船舶（漁船を含む。）へ協力を要請する。

(ウ) 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部に支援を要請する。

ウ ヘリコプターによる輸送

地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員物資の輸送を行うものとする。

(ア) 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用する。

(イ) 必要に応じ、応援協定を締結している他県市及び自衛隊へ支援を要請する。

(ウ) 不足を生じる場合は、必要に応じ、民間機の協力を要請する。

(3) 合同対策協議会での要請

県及び氷見市は、上記(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第2 緊急輸送のための交通確保

1 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。交通規制の実施に当たっては、緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努める。

2 交通規制等による交通の確保

県警察は、現地の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を

活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

県警察は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と密接な連絡をとる。

第9節 救助・救急及び消火活動

第1 救助・救急、消火活動のための資機材の確保

県は、氷見市及びその他の市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、他の都道府県、北陸電力、その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

第2 応援の要請

県は、氷見市及びその他の市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内各市町村、北陸電力等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第3 緊急消防援助隊への応援要請

県は、氷見市及びその他の市町村から他都道府県への応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。

なお、要請時には以下の事項に留意する。

- (1) 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- (2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- (3) 氷見市及び関係市町村への進入経路及び集結(待機)場所

第10節 緊急時医療活動

第1 原子力災害時の医療体制

1 緊急被ばく医療体制

県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、緊急被ばく医療体制をとる。

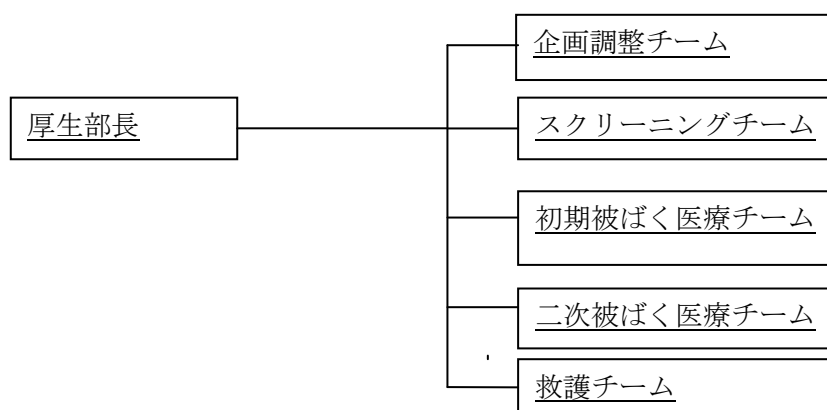
2 合同対策協議会への職員の派遣

県は、合同対策協議会医療班に職員を派遣し、連携をとる。

3 緊急被ばく医療体制の構成及び業務

(1) 緊急被ばく医療体制の構成

緊急被ばく医療体制の構成は、次のとおりとする。



(2) 緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容

緊急被ばく医療体制における各チームの業務内容は、次のとおりとする。

| 構成 | 構成メンバー | 業務内容 |
|------------|--|--|
| 企画調整チーム | 県及び関係医療機関等の職員によって構成する。 | 1 合同対策協議会医療班との連絡・調整 2 緊急時医療措置実施に関する情報収集 3 緊急時医療措置実施計画の策定 4 緊急時医療措置に関する関係機関との連絡・調整 |
| スクリーニングチーム | 県、関係市町村、関係医療機関等の職員により構成する。 チーム数は、災害の状況による。 | 避難場所等において、住民等に対する診断、除染及び医療措置の実施 |
| 初期被ばく医療チーム | 初期被ばく医療機関の職員により構成する。 | 初期被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施 |
| 二次被ばく医療チーム | 二次被ばく医療機関の職員により編成する。 | 二次被ばく医療機関において、放射線被ばく者に対する医療措置の実施 |
| 救護チーム | 派遣される日赤及び富山県医師会 JMAT 等によって構成する。 チーム数は、災害の状況による。 | 避難場所や医療機関所在地等において、一般傷病者に対する医療措置の実施 |

(注)

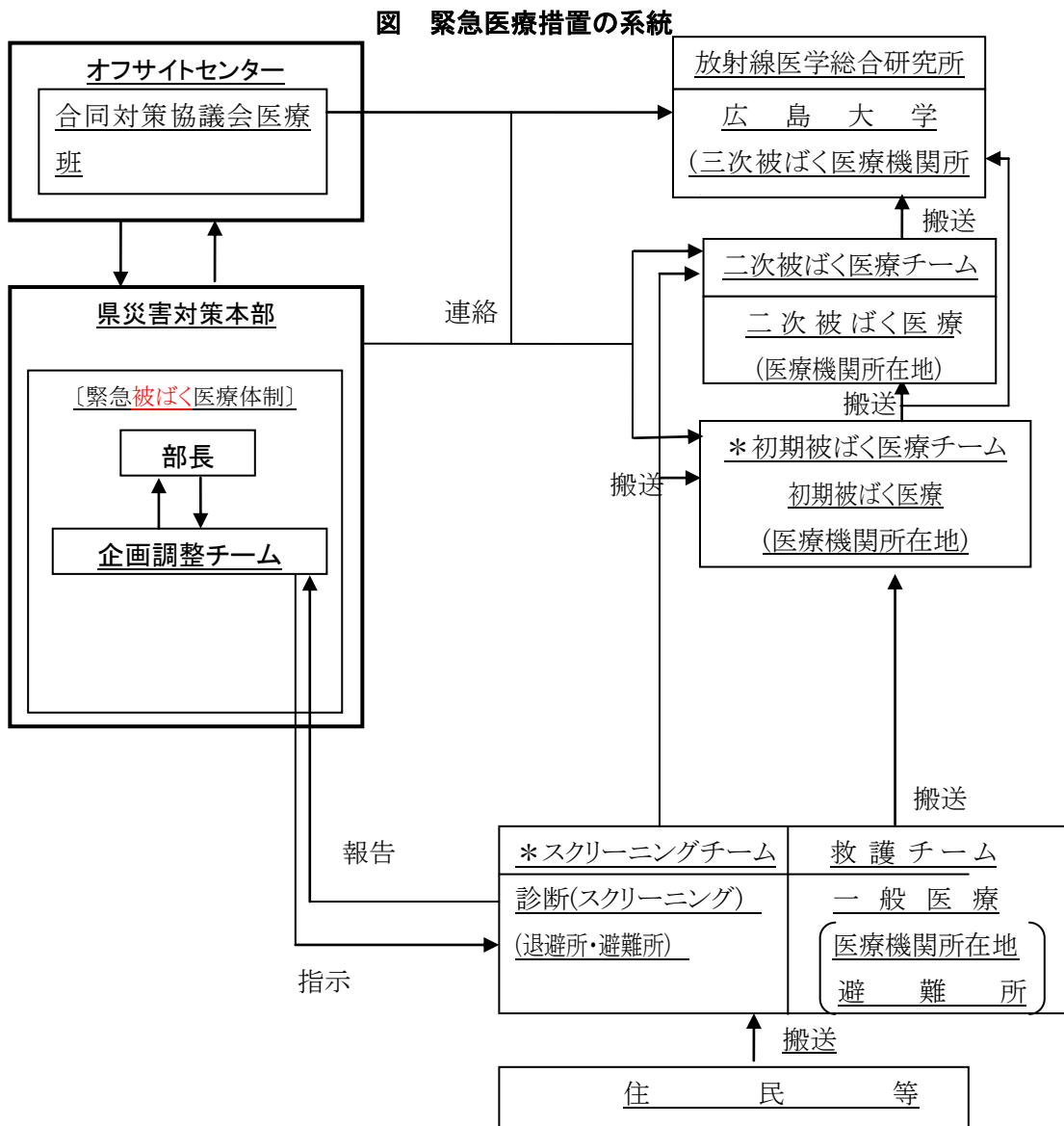
- 1 企画調整チームのリーダーは、医療活動状況を随時、厚生部長に報告する。
- 2 企画調整チーム以外のチームのリーダーは、それぞれのグループの医療活動を総括するとともに、企画調整チームにその活動状況を随時報告する

第2 専門機関等との連携

県は、必要に応じて独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構及び国立大学付属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受ける。

第3 放射線障害専門病院等への搬送

県は、自ら必要と認める場合は又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。



※緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第11節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等への広報

県、氷見市及びその他の市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

2 実施方法等

県、氷見市及びその他の市町村は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。

- ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻
 - ・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測
 - ・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示
- * 県の広報体制・・・図 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図
- * 県が行う広報事項

3 情報提供にあたっての配慮

県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、発電所の事故の状況、モニタリングの結果、SPEED I ネットワークによる放射線影響予測、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

4 広報内容の確認

県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、氷見市、その他の市町村、指定行政機関、公共機関及び北陸電力と相互に連絡をとりあい、情報共有に努める。

5 多様な情報手段の活用

県は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、広報車等による広報のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を

随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努める。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

6 避難状況（避難場所及び連絡先）の把握

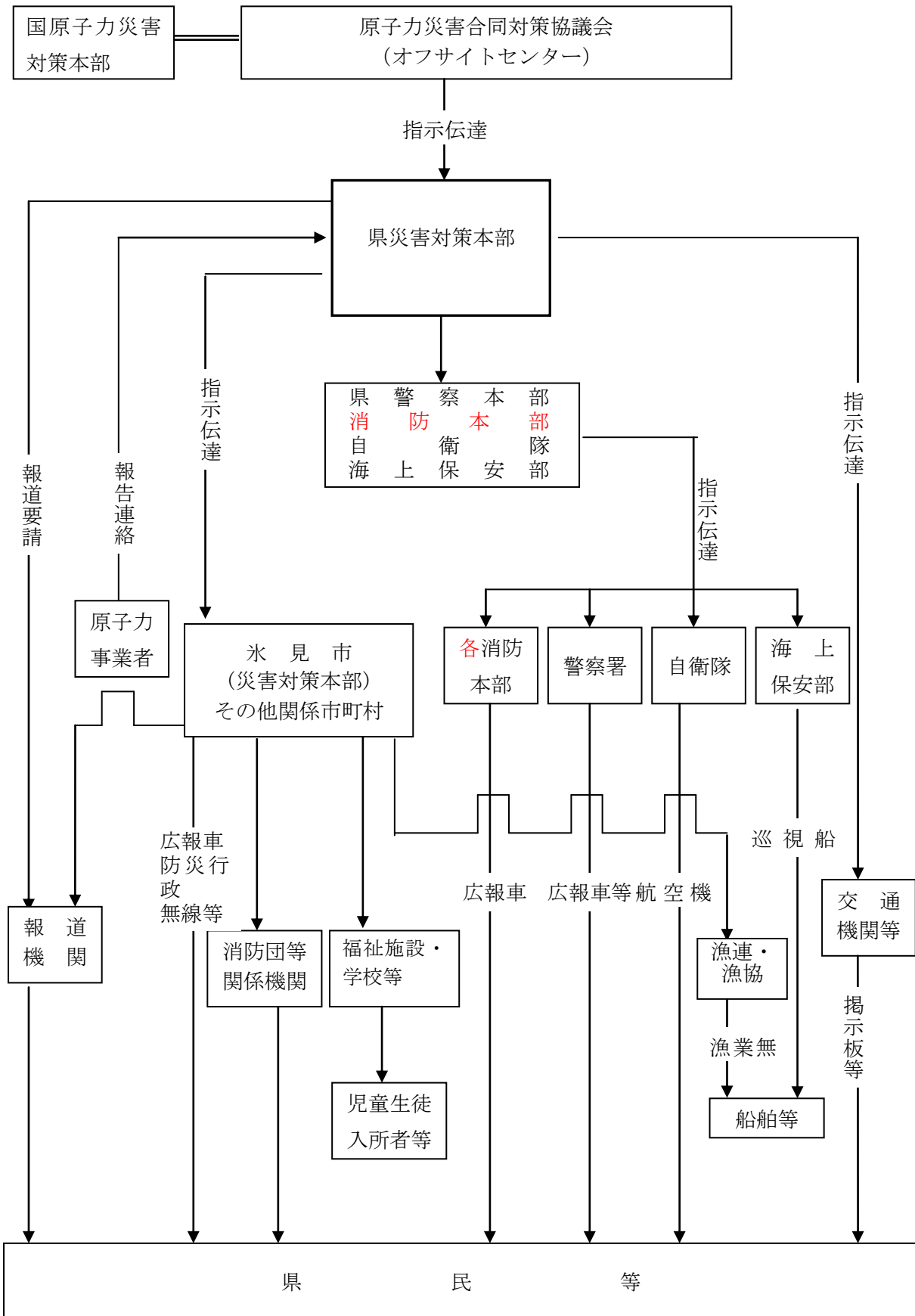
県は、避難状況の確実な把握に向けて、氷見市が指定した避難所以外に避難した場合等には、氷見市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報を収集・整理・発信を行う。

※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

図 住民等に対する指示伝達・情報提供の系統図



第12節 自発的支援の受け入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。

第1 ボランティアの受け入れ等

県、国、氷見市、その他の市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ

1 義援金、救援物資の受け入れ

(1) 受付

県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。

(2) 保管

県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。

(3) 配分

県は、義援金について、県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。

2 救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第13節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 県及び氷見市は、各々が所有する庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、その場合においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。
- 2 県及び氷見市は、あらかじめ定めた業務継続計画（BCP）に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。なお、県は、氷見市が退避先で事業を継続して実施する場合、必要な業務を継続するための支援を行う。

第4章 原子力災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態宣言解除後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して、必要に応じて、事後対策本部を設置する。なお、その体制については、災害警戒本部に準じる。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、石川県、関係機関及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県及び氷見市は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第5節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指示及び指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に要請する。また、解除実施状況を確認する。

ただし、各種防護措置の解除には、放射性物質又は放射線の放出が終了したとしても影響を受けた区域は汚染されている可能性、汚染物が影響を受けていない区域に搬出される可能性等があることか

ら、関連する自治体と協議を行い、慎重な判断を行う。

また、必要に応じて、適切な管理や除染措置等の新たな防護措置を講じる。

第6節 放射性物質による汚染の除去

県は、国、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

第1 災害地域住民の記録

県は、氷見市及びその他の市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

第2 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等が受けた影響について調査する。

第3 災害対策措置状況の記録

県、氷見市及びその他の市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者の生活再建等に向けた支援

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

第2 被災者の自立に対する援助、助成措置

県は、国及び氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第 3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討

県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、風評被害等が生じないように、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。

放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施し、健康への負荷を低減するとともに、将来の潜在的な健康影響に関する住民の不安を軽減する。

第 12 節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第 13 節 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、事態が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下「複合災害」という。）における、災対法及び原災法に基づき実施する予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、本県においては、冬期には雪害との複合災害に十分注意する必要があるとあり、モニタリング機能の確保、住民等への情報伝達、防災要員の確保、避難時のリスクの回避などの面において、ハード、ソフト面を含めてあらかじめ対策を講じておくことが重要である。

第2節 災害予防対策

第1 情報の収集・連絡体制の整備（再掲）

1 県と関係機関相互の連絡体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 通信手段の確保（再掲）

(1) 災害に強い伝送路の構築

県及び氷見市は、国と連携し、地震、風水害、雪害などの災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(2) 災害時優先電話等の活用

県、氷見市及びその他の市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。

(3) 非常用電源等の確保

県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第2 原子力災害応急体制の整備

1 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

県は、複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と相互の連携を図るものとする。

2 複合災害に備えた体制の整備

県は、国と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害に備えた要員のバックアップ体制

複合災害時においては、対応すべき業務の拡大に伴い要員の確保が課題となると想定されることから、業務が集中することが予想される部署において防災関連業務経験者制度を導入する。また、次の職員を応援要請に応えられるよう体制を整備しておくことにより、バックアップ体制の構築を図る。

- (1) 災害対策本部の各部に含まれていない各種委員会事務局（教育委員会を除く。）及び議会事務局の職員
- (2) 業務継続計画（BCP）において、災害対策業務や災害時優先業務に必要な人数を上回る所属の職員

第3 避難収容活動体制の整備

複合災害時においては、地震・津波等の大規模災害による道路等の崩壊や浸水のほか、冬期における降積雪による交通障害や雪崩等により、一部の避難所が使用できない可能性が想定される。

そのため、県は、氷見市による避難計画の策定に当たっては、大規模自然災害や雪害に備え、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておくなど十分配慮するよう助言する。

第4 緊急輸送体制の整備

県及び県警察は、道路管理者と協力し、専門家や災害応急対策に必要な資機材等について、複合災害により道路の遮断等が発生した場合も確実に移送・搬送できるよう、あらかじめ経路及び手段について、体制の整備に努める。また、海上輸送やヘリ輸送等も含めた避難が行えるよう、防災関係機関と連携し、必要な体制の整備に努める。

第5 物資の調達、供給活動（再掲）

1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬期間には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備

国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。

県は、災害の規模等に鑑み、氷見市及びその他の市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）

1 施設等の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

2 多様なメディアの活用体制の整備

県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（再掲）

県及び氷見市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第3節 災害応急対策

第1 情報の収集・連絡

県は、複合災害時においては、国、氷見市、その他の市町村、防災関係機関と連携して、専用回線、衛星回線、防災行政無線、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ画像伝送システム等可能な限り多様な方法を活用して、ライフラインや道路、避難施設等の被災状況等の必要な情報を収集し、早急かつ的確に把握する。

第2 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制

ア 設置基準

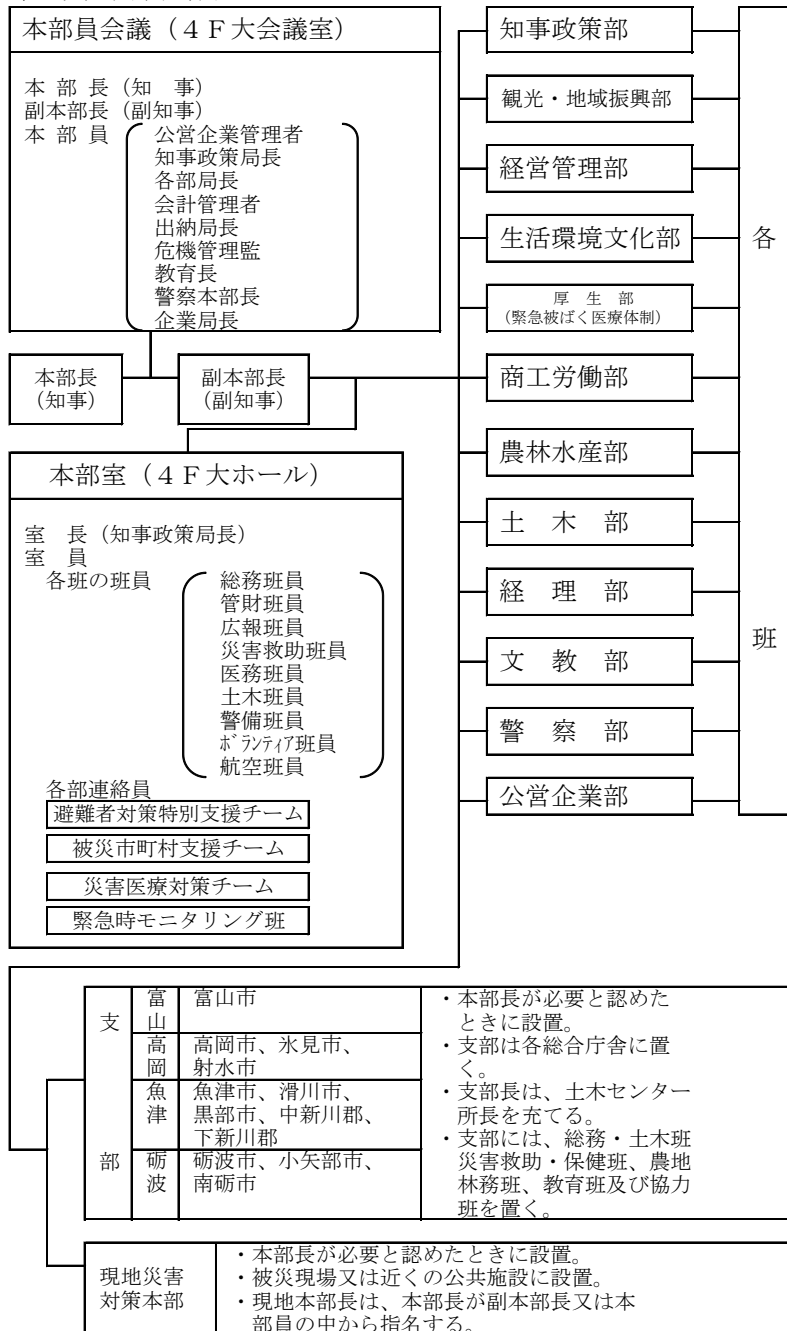
第3章第1 1 (1)及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の設置基準による。

イ 動員体制

前項の基準から、いずれかの基準を満たした場合に、対象となる職員は登庁する。

(2) 災害対策本部の組織及び所掌事務

ア 災害対策本部組織図



※各部から情報収集要員2名、情報処理・連絡要員2名計4名を本部室に配置する。

イ 所掌事務

第3章第1 2 (3)ア(イ)及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の所掌事務による。

(3) 災害対策本部等の解除基準

第3章第1 3及び、併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の解除基準のいずれも満たした場合による。

(4) 他の災害対策本部との連携（再掲）

県は、各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 被災市町村への支援

複合災害により、氷見市及びその他の市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで県が必要と認める場合は、県は、氷見市及びその他の市町村からの要請を待たず、職員の派遣など自ら応援を行い、又は国、他都道府県、関係市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。

第3 緊急時モニタリング

1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認

地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部等に報告する。

2 代替手段による緊急時モニタリングの実施

県は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、国の原子力災害対策本部と連携し、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーベイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。

また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング計画を策定し、国の総合調整の下、緊急時モニタリングを実施する。

3 応援要請

県は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、北陸電力及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 避難経路・避難場所の確保及び情報提供

県、氷見市及びその他の市町村は、上記第1で情報収集した大規模自然災害や降積雪等によ

る道路や避難場所等の被災状況を確認できる場合は、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。

また、県は、広域避難に当たっては、市町村や関係機関等から収集した避難経路及び避難場所等の情報を勘案し、代替となる避難経路及び避難場所について、市町村に示す。

なお、氷見市及び関係市町村は、大規模自然災害や雪害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分留意する。

2 避難場所の運営

県は、避難場所の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。

また、受入れ市町村は、避難場所における混乱を避け、指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難場所と原子力災害の避難場所は、可能な限り別々に設置する。

第5 緊急輸送活動

県、氷見市及びその他の市町村は、上記第1で情報収集した大規模自然災害や雪害等による道路等の被災状況を確認できる場合は、道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

また、県は、災害の規模や放射性物質の拡散状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を行う。

第6 緊急時医療活動

1 応援要請

県は、大規模自然災害、雪害等への対応による医師、要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、他市町村及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

2 スクリーニング等の実施

県は、複合災害時における避難所でのスクリーニング等の実施に当たっては、十分に配慮するものとする。

※緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協力関係については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討

第4節 災害復旧対策

併せて発生する災害の種類に応じ、富山県地域防災計画の風水害編、地震・津波災害編、雪害編等各編の災害復旧対策の定めるところによる。